



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(第34号)…………… 2803

◇川崎市市税条例の一部を改正する条例(第35号)…………… 2803

◇川崎市印鑑条例の一部を改正する条例(第36号)…………… 2804

◇川崎市文化芸術振興条例の一部を改正する条例(第37号)…………… 2804

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(第38号)…………… 2804

◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第39号)…………… 2805

◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例(第40号)…………… 2805

規 則

◇川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(第65号)…………… 2805

◇川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則を廃止する規則(第66号)…………… 2809

◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第67号)…………… 2809

告 示

◇監査委員の選任(第508号)…………… 2809

◇自転車等の撤去と保管(第509号)…………… 2809

◇道路区域の変更(第510号)…………… 2809

◇道路の供用開始(第511号)…………… 2810

◇議決された決算の公表(第512号)…………… 2810

◇議決された予算の公表(第513号)…………… 2894

◇自転車等の撤去と保管(第514号)…………… 2898

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時

要届出区域の指定(第515号)…………… 2898

◇市道路線の認定(第516号)…………… 2900

◇道路区域の決定(第517号)…………… 2900

◇道路の供用開始(第518号)…………… 2900

◇市道路線の廃止(第519号)…………… 2900

◇東扇島地先公有水面埋立てに係る図書の縦覧(第520号)…………… 2900

◇道路区域の変更(第521号)…………… 2901

◇道路の供用開始(第522号)…………… 2901

公 告

◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告(第537号)…………… 2901

◇公告の訂正(第538号)…………… 2902

◇一般競争入札の執行(第539号)…………… 2902

◇川崎都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧(第540号)…………… 2904

◇開発行為に関する工事の完了(第541号)…………… 2904

◇開発行為に関する工事の完了(第542号)…………… 2905

◇一般競争入札の執行(第543号)…………… 2905

◇公募型プロポーザルの実施(第544号)…………… 2911

◇一般競争入札の執行(第545号)…………… 2912

◇一般競争入札の執行(第546号)…………… 2914

◇一般競争入札の執行(第547号)…………… 2915

◇一般競争入札の執行(第548号)…………… 2916

◇一般競争入札の執行(第549号)…………… 2918

◇開発行為に関する工事の完了(第550号)…………… 2921

◇開発行為に関する工事の完了(第551号)…………… 2922

◇一般競争入札の執行(第552号)…………… 2922

◇道路位置の指定(第553号)…………… 2927

◇一般競争入札の執行(第554号)…………… 2927

◇一般競争入札の執行(第555号)…………… 2928

◇放置車両の処分(第556号)…………… 2929

◇開発行為に関する工事の完了(第557号)…………… 2929

公告(調達)		◇一般競争入札の執行(第37号).....	2973
◇一般競争入札の執行(第324号).....	2929	◇一般競争入札の執行(第38号).....	2975
◇一般競争入札の執行(第325号).....	2931	◇一般競争入札の執行(第39号).....	2978
◇一般競争入札の執行(第326号).....	2932	病院局公告(調達)	
◇一般競争入札の公告(第327号).....	2934	◇一般競争入札の公告(第11号).....	2979
◇一般競争入札の公告(第328号).....	2936	消防局訓令	
◇一般競争入札の公告(第329号).....	2937	◇川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(第11号).....	
◇一般競争入札の公告(第330号).....	2939	2981	
◇一般競争入札の公告(第331号).....	2941	監査公表	
◇一般競争入札の執行(第332号).....	2942	◇監査の結果について(第7号).....	
◇一般競争入札の公告(第333号).....	2944	2982	
税公告		農業委員会告示	
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第172号).....	2946	◇川崎市農業委員会総会の招集(第10号).....	
◇課税額変更通知書の公示送達(第173号).....	2946	2987	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第174号).....	2946	区公告	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第175号).....	2946	◇住民票の職権消除(川崎区第108号).....	
訓 令		◇印鑑登録の抹消(川崎区第109号).....	
◇川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(第12号).....		2988	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第110号).....	
2946		2988	
2946		◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第111号).....	
2946		2989	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第112号).....	
2946		2989	
2946		◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(川崎区第113号).....	
2946		2989	
2946		◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第114号).....	
2946		2989	
2946		◇住民票の職権消除(幸区第48号).....	
2946		2989	
2946		◇印鑑登録の抹消(幸区第49号).....	
2946		2990	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第50号).....	
2946		2990	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第39号).....	
2946		2990	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第44号).....	
2946		2990	
2946		◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(高津区第45号).....	
2946		2990	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第57号).....	
2946		2991	
2946		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第49号).....	
2946		2991	
2946		◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第50号).....	
2946		2991	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第51号).....	
2946		2991	
2946		◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第54号).....	
2946		2992	
2946		◇国民健康保険料に係る納入通知書の	

公示送達(麻生区第55号)……………	2992
◇国民健康保険料に係る充当通知書の 公示送達(麻生区第56号)……………	2992
辞 令	
◇10月1日付け……………	2993

条 例

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第34号

川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。)」の次に「(第2条の4に規定する場合にあっては、2歳に達する日)」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

第2条の3第2号中「この条において」を削る。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と

認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第35号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第39条の3の次に次の1条を加える。

(法第349条の3に規定する固定資産税の課税標準の特例)

第39条の4 法第349条の3に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

- (1) 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (2) 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (3) 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第8項の見出し中「固定資産税等」を「法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する固定資産税等」に改め、同項第8号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同項第9号中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項第10号中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同項第11

号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同項第13号を削り、同項第14号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号を削り、同項第16号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合
3分の1

(16) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合
3分の2

附則第8項第17号中「おいて読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

2 改正後の条例第39条の4の規定は平成30年度以後の年度分の固定資産税について、同条例附則第8項第15号及び第16号の規定は平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第36号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「(次条の申請をする場合を除く。)」を削る。

第13条の2を削る。

第14条中「前2条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年12月29日から施行する。

川崎市文化芸術振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第37号

川崎市文化芸術振興条例の一部を改正する
条例

川崎市文化芸術振興条例(平成17年川崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「育まれて」を「育まれて」に改め、同条第4項中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第38号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

(川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第29条第6項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職

員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考第1項中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第39号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第40号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「
新川崎駅周辺自転車等駐車場
」

を

「
新川崎駅周辺自転車等駐車場
平間駅周辺自転車等駐車場
」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

規 則

川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第65号

川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市印鑑条例施行規則(昭和51年川崎市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第14条中「及び第13条の2に規定する」を「の」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

(表)

印鑑登録証

登録番号



(裏)

注 意 事 項

- 1 この登録証を提示してする印鑑に関する申請又は届出は、本人又は本人の授権による代理人の行為とみなされますので、登録証を大切に保管してください。
- 2 窓口で印鑑登録証明書の交付を受けるときは、必ずこの登録証を提示してください。本人の場合でも、この登録証の提示がなければ印鑑登録証明書の交付を受けることはできません。
- 3 次の場合は、この登録証を添えて届け出てください。
 - (1) 市外に住所の異動をするとき。
 - (2) 印鑑の登録を廃止したとき。
 - (3) この登録証を著しく汚損又はき損したとき。
- 4 この登録証を亡失したときは、直ちに本人が届け出てください。
- 5 この登録証を折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

本 人
識別欄

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年12月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により交付されている印鑑登録証(次項において「旧登録証」という。)は、改正後の規則(以下「新規則」という。)第7条の規定による印鑑登録証(以下「新登録証」という。)の交付を受けるまでの間、新規則の規定により交付された印鑑登録証とみなす。

- 3 登録者の住所地を所管する区長は、当該登録者又はその代理人から旧登録証により印鑑登録証明書の交付の申請があったとき、又は印鑑登録証引換申出書(附則様式)が提出されたときに、旧登録証と引換えに新登録証を交付するものとする。

(川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年川崎市規則第135号)の一部を次のように改正する。

附則第2項、第3項、第5項及び第6項並びに附則様式を削る。

(川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正前の川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の川崎市印鑑条例施行規則又は川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(平成7年川崎市規則第78号)による改正前の川崎市印鑑条例施行規則の規定により交付されている印鑑登録証(次項において「旧登録証」という。)は、新登録証の交付を受けるまでの間、新規則の規定により交付された印鑑登録証とみなす。

- 6 登録者の住所地を所管する区長は、当該登録者又はその代理人から旧登録証により印鑑登録証明書の交付の申請があったとき、又は印鑑登録証引換申出書が提出されたときに、旧登録証と引換えに新登録証を交付するものとする。

附則様式

印 鑑 登 録 証 引 換 申 出 書

附則様式

(宛先) 川崎市 区長 区		年	月	日	登 録 番 号
住 所	川崎市 区	(電話)			
フリガナ		生 年 月 日	年	月	日
氏 名					
窓 口 に 来 た 人					
上 記 の と お り 印 鑑 登 録 証 の 引 換 え を 申 し 出 ます。					
□ 本 人 □ 代 理 人 (代 理 人 の 場 合 は、 下 の 欄 も 記 入 し て く だ さ い。)					
代 理 人	住 所	(電 話)			
フリガナ					
氏 名					

新 登 録 番 号	受 領 印 又 は サ イ ズ	証 回 収	処 理
-----------	-----------------------	-------	-----

川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第66号

川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則を廃止する規則

川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則（平成18年川崎市規則第136号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年12月29日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第67号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表新川崎駅周辺自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

平間駅周辺自転車等 駐車場	第1施設	川崎市中原区田尻町65番先
	第2施設	川崎市中原区市ノ坪610番5
	第3施設	川崎市中原区田尻町73番先
	第4施設	川崎市中原区北谷町49番6
	第5施設	川崎市中原区市ノ坪610番1

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第508号

市議会の同意を得て平成29年10月1日に次の者を川崎市監査委員に選任しました。

平成29年10月2日

川崎市長 福田紀彦

寺岡章二

横浜市青葉区あざみ野1丁目22番5号

川崎市告示第509号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年10月3日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第510号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月5日から平成29年10月20日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月5日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	二子第71号線	川崎市高津区二子6丁目486番3先 川崎市高津区二子6丁目488番2先	3.64	2.70	
新	二子第71号線	川崎市高津区二子6丁目484番6先 川崎市高津区二子6丁目488番2先	4.00 ～ 4.16	2.70	

川崎市告示第511号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年10月5日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月5日から平成29年10月20日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月5日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
二子第71号線	川崎市高津区二子6丁目484番6先 川崎市高津区二子6丁目488番2先	

川崎市告示第512号

議決された決算の公表について

別紙の決算は、平成29年9月1日招集の平成29年第3回川崎市議会定例会に提案され、平成29年10月6日に認定されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により公表します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田紀彦

平成28年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成28年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
 平成28年度川崎市病院事業会計決算認定について
 平成28年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
 平成28年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
 平成28年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
 平成28年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

平成28年度川崎市一般会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 686,066,720,487円

歳入決算額 614,833,853,862円

歳 出

歳出予算額 686,066,720,487円

歳出決算額 610,990,926,968円

平成28年度川崎市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

一般会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 市 税		303,000,164,000	309,628,314,307	305,359,844,793	1,050,360,387	3,218,109,127	2,359,680,793
	1 市 民 税	140,837,207,000	145,350,717,674	142,197,143,369	908,843,469	2,244,730,836	1,359,936,369
	2 固 定 資 産 税	118,260,133,000	120,078,487,019	119,213,228,542	107,533,791	757,724,686	953,095,542
	3 軽 自 動 車 税	768,259,000	789,856,613	762,121,124	5,343,980	22,391,509	△6,137,876
	4 市 た ば こ 税	9,429,358,000	9,389,257,420	9,389,257,420		0	△40,100,580
	5 特別土地保有税	2,000					△2,000
	6 入 湯 税	553,000	491,700	491,700		0	△61,300
	7 事 業 所 税	8,835,599,000	8,809,939,460	8,805,500,160	1,718,900	2,720,400	△30,098,840
	8 都 市 計 画 税	24,869,053,000	25,209,564,421	24,992,102,478	26,920,247	190,541,696	123,049,478
2 地 方 譲 与 税		3,270,199,000	3,262,001,230	3,262,001,230		0	△8,197,770
	1 地方揮発油譲与税	1,206,713,000	1,223,141,000	1,223,141,000		0	16,428,000
	2 自動車重量譲与税	1,525,706,000	1,550,022,000	1,550,022,000		0	24,316,000
	3 地方道路譲与税	1,000	8	8		0	△992
	4 特別とん譲与税	519,969,000	471,903,222	471,903,222		0	△48,065,778
	5 航空機燃料譲与税	1,000					△1,000
	6 石油ガス譲与税	17,809,000	16,935,000	16,935,000		0	△874,000
3 利 子 割 交 付 金		157,837,000	236,382,000	236,382,000		0	78,545,000
	1 利 子 割 交 付 金	157,837,000	236,382,000	236,382,000		0	78,545,000
4 配 当 割 交 付 金		2,726,308,000	1,232,509,000	1,232,509,000		0	△1,493,799,000
	1 配 当 割 交 付 金	2,726,308,000	1,232,509,000	1,232,509,000		0	△1,493,799,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		717,649,000	765,017,000	765,017,000		0	47,368,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	717,649,000	765,017,000	765,017,000		0	47,368,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		23,244,966,000	23,153,222,000	23,153,222,000		0	△91,744,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	23,244,966,000	23,153,222,000	23,153,222,000		0	△91,744,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		37,468,000	37,734,200	37,734,200		0	266,200
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	37,468,000	37,734,200	37,734,200		0	266,200
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,036,509,000	1,352,214,817	1,352,214,817		0	315,705,817
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,036,509,000	1,352,214,817	1,352,214,817		0	315,705,817
9 軽 油 引 取 税 交 付 金		3,878,219,000	3,949,821,261	3,949,821,261		0	71,602,261
	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	3,878,219,000	3,949,821,261	3,949,821,261		0	71,602,261
10 地 方 特 例 交 付 金		1,031,611,000	1,041,260,000	1,041,260,000		0	9,649,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,031,611,000	1,041,260,000	1,041,260,000		0	9,649,000
11 地 方 交 付 税		621,592,000	293,381,000	293,381,000		0	△328,211,000
	1 地 方 交 付 税	621,592,000	293,381,000	293,381,000		0	△328,211,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		408,715,000	326,050,000	326,050,000		0	△82,665,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	408,715,000	326,050,000	326,050,000		0	△82,665,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		10,589,047,000	10,349,542,226	10,203,850,966	15,955,980	129,735,280	△385,196,034
	1 負 担 金	10,589,047,000	10,349,542,226	10,203,850,966	15,955,980	129,735,280	△385,196,034
14 使 用 料 及 び 手 数 料		17,299,566,000	16,960,908,910	16,285,605,968	33,508,194	641,794,748	△1,013,960,032
	1 使 用 料	13,544,302,000	13,766,933,616	13,123,788,238	32,471,794	610,673,584	△420,513,762
	2 手 数 料	3,755,264,000	3,193,975,294	3,161,817,730	1,036,400	31,121,164	△593,446,270
15 国 庫 支 出 金		126,254,763,450	110,088,012,175	106,501,767,075		3,586,245,100	△19,752,996,375
	1 国 庫 負 担 金	83,922,561,000	83,711,875,075	83,711,875,075		0	△210,685,925

15 国庫支出金	2 国庫補助金	41,723,359,450	25,869,773,744	22,283,528,644		3,586,245,100	△19,439,830,806
	3 委託金	608,843,000	506,363,356	506,363,356		0	△102,479,644
16 県支出金		24,542,376,000	24,023,140,028	23,745,840,028		277,300,000	△796,535,972
	1 県負担金	15,903,604,000	15,770,631,202	15,770,631,202		0	△132,972,798
	2 県補助金	5,625,542,000	5,278,632,113	5,001,332,113		277,300,000	△624,209,887
	3 委託金	3,013,230,000	2,973,876,713	2,973,876,713		0	△39,353,287
17 財産収入		5,136,565,000	4,933,489,907	4,931,048,509		2,441,398	△205,516,491
	1 財産運用収入	1,643,812,000	1,594,578,375	1,592,136,977		2,441,398	△51,675,023
	2 財産売却収入	3,492,753,000	3,338,911,532	3,338,911,532		0	△153,841,468
18 寄附金		416,697,000	196,876,965	196,876,965		0	△219,820,035
	1 寄附金	416,697,000	196,876,965	196,876,965		0	△219,820,035
19 繰入金		40,453,075,004	25,999,965,588	25,685,629,245		314,336,343	△14,767,445,759
	1 基金繰入金	32,837,418,004	19,282,081,480	18,967,745,137		314,336,343	△13,869,672,867
	2 特別会計繰入金	7,615,657,000	6,717,884,108	6,717,884,108		0	△897,772,892
20 繰越金		2,694,341,033	2,697,985,033	2,697,985,033		0	3,644,000
	1 繰越金	2,694,341,033	2,697,985,033	2,697,985,033		0	3,644,000
21 諸収入		39,497,053,000	41,951,039,474	36,519,812,772	216,505,880	5,214,720,822	△2,977,240,228
	1 延滞金及び加算金	450,029,000	460,030,386	451,022,886	17,300	8,990,200	993,886
	2 市預金利子	11,313,000	1,162,092	1,162,092		0	△10,150,908
	3 貸付金元利収入	25,847,754,000	25,832,611,210	25,769,460,459	3,850,014	59,300,737	△78,293,541
	4 収益事業収入	3,995,162,000	3,299,658,437	3,299,658,437		0	△695,503,563
	5 受託事業収入	674,370,000	316,985,082	314,842,982	1,638,640	503,460	△359,527,018
	6 雑収入	8,518,425,000	12,040,592,267	6,683,665,916	210,999,926	5,145,926,425	△1,834,759,084
22 市債		79,052,000,000	47,056,000,000	47,056,000,000		0	△31,996,000,000
	1 市債	79,052,000,000	47,056,000,000	47,056,000,000		0	△31,996,000,000
歳入合計		686,066,720,487	629,534,867,121	614,833,853,862	1,316,330,441	13,384,682,818	△71,232,866,625

歳 出

一般会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		円 1,713,059,000	円 1,653,567,634	円	円 59,491,366	円 59,491,366
	1 議会費	1,713,059,000	1,653,567,634		59,491,366	59,491,366
2 総務費		47,788,721,248	44,683,289,030	45,584,000	3,059,848,218	3,105,432,218
	1 職員管理費	31,280,730,000	29,644,686,875		1,636,043,125	1,636,043,125
	2 総務管理費	7,980,131,000	7,189,340,733		790,790,267	790,790,267
	3 危機管理費	1,216,940,000	983,713,202		233,226,798	233,226,798
	4 臨海部国際戦略費	664,887,000	596,521,914	45,584,000	22,781,086	68,365,086
	5 徴税費	5,560,991,000	5,281,240,585		279,750,415	279,750,415
	6 選挙費	654,733,248	593,947,793		60,785,455	60,785,455
	7 統計調査費	137,231,000	115,546,776		21,684,224	21,684,224
	8 人事委員会費	123,988,000	111,943,871		12,044,129	12,044,129
	9 監査費	169,090,000	166,347,281		2,742,719	2,742,719
3 市民文化費		7,867,287,000	7,169,697,850	136,869,000	560,720,150	697,589,150
	1 市民文化費	7,867,287,000	7,169,697,850	136,869,000	560,720,150	697,589,150
4 こども未来費		96,695,928,160	94,139,562,098	160,385,960	2,395,980,102	2,556,366,062
	1 こども青少年費	43,430,635,160	42,743,475,125	57,173,960	629,986,075	687,160,035
	2 こども支援費	53,265,293,000	51,396,086,973	103,212,000	1,765,994,027	1,869,206,027
5 健康福祉費		151,169,448,564	140,125,042,507	4,591,168,180	6,453,237,877	11,044,406,057
	1 健康福祉費	18,628,562,564	12,911,847,858	3,753,701,000	1,963,013,706	5,716,714,706
	2 社会福祉費	722,892,000	710,789,510		12,102,490	12,102,490
	3 生活保護費	61,311,745,000	59,376,333,015		1,935,411,985	1,935,411,985
	4 老人福祉費	18,025,710,000	16,387,807,162	602,140,000	1,035,762,838	1,637,902,838
	5 障害者福祉費	38,821,855,000	38,016,649,386		805,205,614	805,205,614
	6 国民年金費	309,960,000	284,023,946		25,936,054	25,936,054
	7 公衆衛生費	8,388,711,000	8,114,230,299		274,480,701	274,480,701
8 公害保健費	2,085,855,000	1,968,707,856		117,147,144	117,147,144	

5	健康福祉費	9 保健衛生施設費	872,207,000	805,396,421		66,810,579	66,810,579
		10 保健所費	42,342,000	38,933,681		3,408,319	3,408,319
		12 看護短期大学費	472,780,000	450,595,657		22,184,343	22,184,343
		13 施設整備費	1,486,829,000	1,059,727,716	235,327,180	191,774,104	427,101,284
6	環境費		19,150,914,000	18,089,016,529		1,061,897,471	1,061,897,471
		1 環境管理費	1,647,934,000	1,538,861,296		109,072,704	109,072,704
		2 公害対策費	860,127,000	828,004,078		32,122,922	32,122,922
		3 ごみ処理費	13,143,271,000	12,541,895,485		601,375,515	601,375,515
		4 し尿処理費	567,688,000	541,319,720		26,368,280	26,368,280
		5 施設費	2,931,894,000	2,638,935,950		292,958,050	292,958,050
7	経済労働費		31,994,079,304	31,582,201,931	31,698,000	380,179,373	411,877,373
		1 産業経済費	1,481,360,304	1,450,003,318		31,356,986	31,356,986
		2 商工業費	661,864,000	591,865,503	31,698,000	38,300,497	69,998,497
		3 中小企業支援費	29,140,585,000	28,848,553,269		292,031,731	292,031,731
		4 農業費	293,908,000	279,645,444		14,262,556	14,262,556
		5 労政費	416,362,000	412,134,397		4,227,603	4,227,603
8	建設緑政費		39,552,589,756	28,174,297,314	5,930,818,535	5,447,473,907	11,378,292,442
		1 建設緑政管理費	2,776,514,000	2,711,962,683	1,609,200	62,942,117	64,551,317
		2 道路橋りょう費	13,108,431,518	8,689,690,963	1,569,056,740	2,849,683,815	4,418,740,555
		3 街路事業費	12,489,716,438	9,338,350,314	1,876,891,515	1,274,474,609	3,151,366,124
		4 広域道路費	133,824,000	63,793,756		70,030,244	70,030,244
		5 河川費	3,916,089,000	2,100,748,675	1,191,947,080	623,393,245	1,815,340,325
		6 緑化費	376,419,000	174,111,071		202,307,929	202,307,929
		7 自然保護対策費	1,084,832,000	910,523,784	105,780,000	68,528,216	174,308,216
		8 公園費	5,666,763,800	4,185,116,068	1,185,534,000	296,113,732	1,481,647,732
9	港湾費		12,946,376,000	7,532,573,413	2,749,556,200	2,664,246,387	5,413,802,587
		1 港湾管理費	3,418,326,000	2,761,943,096	467,814,200	188,568,704	656,382,904
		2 港湾建設費	9,528,050,000	4,770,630,317	2,281,742,000	2,475,677,683	4,757,419,683
10	まちづくり費		32,439,133,094	23,656,902,927	5,111,850,165	3,670,380,002	8,782,230,167
		1 まちづくり管理費	3,061,963,000	3,030,760,602		31,202,398	31,202,398
		2 計画費	546,074,000	481,299,748		64,774,252	64,774,252
		3 整備事業費	15,603,684,184	9,568,657,498	4,648,086,165	1,386,940,521	6,035,026,686
		4 建築管理費	2,029,848,000	1,693,354,072	3,040,000	333,453,928	336,493,928
		5 住宅費	11,197,563,910	8,882,831,007	460,724,000	1,854,008,903	2,314,732,903
11	区役所費		14,427,690,282	13,216,214,760	401,282,682	810,192,840	1,211,475,522
		1 区政振興費	11,797,355,282	10,893,276,867	292,781,682	611,296,733	904,078,415
		2 戸籍住民基本台帳費	2,630,335,000	2,322,937,893	108,501,000	198,896,107	307,397,107
12	消防費		16,843,272,000	16,628,763,418		214,508,582	214,508,582
		1 消防費	16,843,272,000	16,628,763,418		214,508,582	214,508,582
13	教育費		68,291,867,079	45,704,819,614	18,245,993,000	4,341,054,465	22,587,047,465
		1 教育総務費	10,318,630,000	10,024,026,518		294,603,482	294,603,482
		2 小学校費	6,271,274,000	6,047,222,588		224,051,412	224,051,412
		3 中学校費	2,800,513,000	2,628,295,396		172,217,604	172,217,604
		4 高等学校費	3,720,507,000	3,571,649,264		148,857,736	148,857,736
		5 特別支援教育費	616,567,000	571,757,307		44,809,693	44,809,693
		6 社会教育費	3,023,109,000	2,863,538,887		159,570,113	159,570,113
		7 体育保健費	6,190,312,000	3,172,125,350	2,845,380,000	172,806,650	3,018,186,650
		8 教育施設整備費	35,350,955,079	16,826,204,304	15,400,613,000	3,124,137,775	18,524,750,775
14	公債費		73,561,173,000	72,833,921,274		727,251,726	727,251,726
		1 公債費	73,561,173,000	72,833,921,274		727,251,726	727,251,726
15	諸支出金		71,324,020,000	65,801,056,669		5,522,963,331	5,522,963,331
		1 繰出金	71,324,020,000	65,801,056,669		5,522,963,331	5,522,963,331
16	予備費		301,162,000			301,162,000	301,162,000
		1 予備費	301,162,000			301,162,000	301,162,000
	歳出合計		686,066,720,487	610,990,926,968	37,405,205,722	37,670,587,797	75,075,793,519
	歳入歳出差引残額		3,842,926,894円				
	うち基金繰入額		95,390,300円				

平成28年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	22,910,640,000円
歳入決算額	22,329,886,113円

歳 出

歳出予算額	22,910,640,000円
歳出決算額	22,206,838,780円

平成28年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

競輪事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 競輪事業収入		21,693,324,000	21,386,387,763	21,332,778,786		53,608,977	△360,545,214
	1 事業収入	21,693,324,000	21,386,387,763	21,332,778,786		53,608,977	△360,545,214
2 繰入金		1,017,316,000	865,756,778	865,756,778		0	△151,559,222
	1 基金繰入金	1,017,316,000	865,756,778	865,756,778		0	△151,559,222
3 繰越金		200,000,000	131,350,549	131,350,549		0	△68,649,451
	1 繰越金	200,000,000	131,350,549	131,350,549		0	△68,649,451
歳入合計		22,910,640,000	22,383,495,090	22,329,886,113		53,608,977	△580,753,887

歳 出

競輪事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1 競輪事業費		22,582,828,000	22,036,838,780		545,989,220	545,989,220
	1 競輪事務費	256,997,000	245,263,157		11,733,843	11,733,843
	2 競輪開催費	21,243,257,000	20,808,827,187		434,429,813	434,429,813
	3 競輪場整備費	1,082,574,000	982,748,436		99,825,564	99,825,564
2 諸支出金		170,001,000	170,000,000		1,000	1,000
	1 繰出金	170,000,000	170,000,000		0	0
	2 納付金	1,000			1,000	1,000
3 予備費		157,811,000			157,811,000	157,811,000
	1 予備費	157,811,000			157,811,000	157,811,000
歳出合計		22,910,640,000	22,206,838,780		703,801,220	703,801,220

歳入歳出差引残額 123,047,333円

平成28年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	2,181,179,000円
歳入決算額	1,618,487,803円

歳 出

歳出予算額	2,181,179,000円
歳出決算額	1,601,224,043円

平成28年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

卸売市場事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	使用料及び手数料	806,419,000	816,826,596	810,672,519	265,364	5,888,713	4,253,519
	1 使用料	806,418,000	816,826,596	810,672,519	265,364	5,888,713	4,254,519
	2 手数料	1,000					△1,000
2	財産収入	31,426,000	31,773,396	31,773,396		0	347,396
	1 財産売却収入	2,000					△2,000
	2 財産貸付収入	31,424,000	31,773,396	31,773,396		0	349,396
3	繰入金	338,629,000	128,105,121	128,105,121		0	△210,523,879
	1 繰入金	338,629,000	128,105,121	128,105,121		0	△210,523,879
4	繰越金	10,000					△10,000
	1 繰越金	10,000					△10,000
5	諸収入	260,695,000	205,232,447	203,936,767	628,196	667,484	△56,758,233
	1 延滞金及び加算金	31,000	269,000	102,400	1,600	165,000	71,400
	2 雑収入	260,664,000	204,963,447	203,834,367	626,596	502,484	△56,829,633
6	市債	744,000,000	444,000,000	444,000,000		0	△300,000,000
	1 市債	744,000,000	444,000,000	444,000,000		0	△300,000,000
	歳入合計	2,181,179,000	1,625,937,560	1,618,487,803	893,560	6,556,197	△562,691,197

歳 出

卸売市場事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	卸売市場事業費	1,688,641,000	1,234,246,963	17,263,760	437,130,277	454,394,037
	1 運営費	830,136,000	678,090,307		152,045,693	152,045,693
	2 施設整備費	858,505,000	556,156,656	17,263,760	285,084,584	302,348,344
2	公債費	487,538,000	366,977,080		120,560,920	120,560,920
	1 公債費	487,538,000	366,977,080		120,560,920	120,560,920
3	予備費	5,000,000			5,000,000	5,000,000
	1 予備費	5,000,000			5,000,000	5,000,000
	歳出合計	2,181,179,000	1,601,224,043	17,263,760	562,691,197	579,954,957

歳入歳出差引残額 17,263,760円

平成28年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

	歳 入	
歳入予算額		151,661,124,000円
歳入決算額		146,493,908,371円
	歳 出	
歳出予算額		151,661,124,000円
歳出決算額		145,192,163,988円

平成28年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

国民健康保険事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険料		円 35,955,753,000	円 38,299,210,184	円 33,076,956,472	円 930,752,613	円 4,291,501,099	円 △2,878,796,528
	1 保 険 料	35,955,753,000	38,299,210,184	33,076,956,472	930,752,613	4,291,501,099	△2,878,796,528
2 負 担 金		2,000					△2,000
	1 一 部 負 担 金	2,000					△2,000
3 国 庫 支 出 金		25,765,865,000	27,086,366,648	27,086,366,648		0	1,320,501,648
	1 国 庫 負 担 金	24,964,251,000	24,900,510,648	24,900,510,648		0	△63,740,352
	2 国 庫 補 助 金	801,614,000	2,185,856,000	2,185,856,000		0	1,384,242,000
4 療養給付費等交付金		1,975,617,000	1,691,648,942	1,691,648,942		0	△283,968,058
	1 療養給付費等交付金	1,975,617,000	1,691,648,942	1,691,648,942		0	△283,968,058
5 前期高齢者交付金		28,513,069,000	28,523,639,917	28,523,639,917		0	10,570,917
	1 前期高齢者交付金	28,513,069,000	28,523,639,917	28,523,639,917		0	10,570,917
6 県 支 出 金		7,341,955,000	7,494,366,370	7,494,366,370		0	152,411,370
	1 県 負 担 金	1,118,337,000	1,087,038,856	1,087,038,856		0	△31,298,144
	2 県 補 助 金	6,223,618,000	6,407,327,514	6,407,327,514		0	183,709,514
7 共 同 事 業 交 付 金		36,155,371,000	33,682,599,388	33,682,599,388		0	△2,472,771,612
	1 共 同 事 業 交 付 金	36,155,371,000	33,682,599,388	33,682,599,388		0	△2,472,771,612
8 繰 入 金		14,213,811,000	13,260,000,000	13,260,000,000		0	△953,811,000
	1 繰 入 金	14,213,811,000	13,260,000,000	13,260,000,000		0	△953,811,000
9 繰 越 金		1,290,633,000	1,290,633,765	1,290,633,765		0	765
	1 繰 越 金	1,290,633,000	1,290,633,765	1,290,633,765		0	765
10 諸 収 入		449,048,000	625,150,517	387,696,869	72,244,039	165,209,609	△61,351,131
	1 延滞金・加算金及び過料	186,089,000	182,506,283	182,506,283		0	△3,582,717
	2 雑 入	262,959,000	442,644,234	205,190,586	72,244,039	165,209,609	△57,768,414
歳 入 合 計		151,661,124,000	151,953,615,731	146,493,908,371	1,002,996,652	4,456,710,708	△5,167,215,629

歳 出

国民健康保険事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
		円	円	円	円	円
1 総務費		2,631,628,000	2,397,288,363		234,339,637	234,339,637
	1 総務管理費	2,063,826,000	2,009,357,743		54,468,257	54,468,257
	2 保険料徴収費	534,378,000	369,941,005		164,436,995	164,436,995
	3 運営協議会費	1,983,000	295,043		1,687,957	1,687,957
	4 広報普及費	31,441,000	17,694,572		13,746,428	13,746,428
2 保険給付費		87,366,987,000	84,216,458,548		3,150,528,452	3,150,528,452
	1 保険給付費	87,366,987,000	84,216,458,548		3,150,528,452	3,150,528,452
3 後期高齢者支援金等		16,766,295,000	16,766,294,036		964	964
	1 後期高齢者支援金等	16,766,295,000	16,766,294,036		964	964
4 前期高齢者納付金等		12,105,000	12,103,618		1,382	1,382
	1 前期高齢者納付金等	12,105,000	12,103,618		1,382	1,382
5 老人保健拠出金		614,000	481,393		132,607	132,607
	1 老人保健拠出金	614,000	481,393		132,607	132,607
6 介護納付金		6,816,623,000	6,803,535,182		13,087,818	13,087,818
	1 介護納付金	6,816,623,000	6,803,535,182		13,087,818	13,087,818
7 共同事業拠出金		36,316,675,000	33,481,130,003		2,835,544,997	2,835,544,997
	1 共同事業拠出金	36,316,675,000	33,481,130,003		2,835,544,997	2,835,544,997
8 保健事業費		770,096,000	639,100,392		130,995,608	130,995,608
	1 保健事業費	770,096,000	639,100,392		130,995,608	130,995,608
9 諸支出金		902,934,000	875,772,453		27,161,547	27,161,547
	1 負担金及び分担金	18,545,000	18,448,778		96,222	96,222
	2 償還金利子及び還付加算金	218,600,000	191,536,486		27,063,514	27,063,514
	3 延滞金	1,000			1,000	1,000
	4 国庫負担金等返還金	665,788,000	665,787,189		811	811
10 予備費		77,167,000			77,167,000	77,167,000
	1 予備費	77,167,000			77,167,000	77,167,000
歳出合計		151,661,124,000	145,192,163,988		6,468,960,012	6,468,960,012

歳入歳出差引残額 1,301,744,383円

平成28年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

	歳 入	
歳入予算額		722,715,000円
歳入決算額		716,008,491円
	歳 出	
歳出予算額		722,715,000円
歳出決算額		467,487,378円

平成28年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	繰入金	18,422,000	16,562,284	16,562,284		0	△1,859,716
	1 繰入金	18,422,000	16,562,284	16,562,284		0	△1,859,716
2	繰越金	447,907,000	447,907,939	447,907,939		0	939
	1 繰越金	447,907,000	447,907,939	447,907,939		0	939
3	諸収入	256,386,000	1,183,278,404	251,538,268	66,645,325	865,094,811	△4,847,732
	1 貸付金元利収入	254,964,000	1,181,936,937	250,196,801	66,645,325	865,094,811	△4,767,199
	2 雑収入	1,422,000	1,341,467	1,341,467		0	△80,533
	歳入合計	722,715,000	1,647,748,627	716,008,491	66,645,325	865,094,811	△6,706,509

歳 出

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	386,946,000	131,719,773		255,226,227	255,226,227
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	386,946,000	131,719,773		255,226,227	255,226,227
2	公債費	223,846,000	223,845,070		930	930
	1 公債費	223,846,000	223,845,070		930	930
3	諸支出金	111,923,000	111,922,535		465	465
	1 繰出金	111,923,000	111,922,535		465	465
	歳出合計	722,715,000	467,487,378		255,227,622	255,227,622

歳入歳出差引残額 248,521,113円

平成28年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	16,646,451,000円
歳入決算額	15,363,244,619円
歳 出	
歳出予算額	16,646,451,000円
歳出決算額	14,637,354,892円

平成28年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

後期高齢者医療事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	13,189,977,000	12,126,924,548	12,007,533,590	20,283,030	99,107,928	△1,182,443,410
	1 後期高齢者医療保険料	13,189,977,000	12,126,924,548	12,007,533,590	20,283,030	99,107,928	△1,182,443,410
2	繰入金	1,870,514,000	1,767,607,878	1,767,607,878		0	△102,906,122
	1 一般会計繰入金	1,870,514,000	1,767,607,878	1,767,607,878		0	△102,906,122
3	繰越金	1,552,766,000	1,552,766,517	1,552,766,517		0	517
	1 繰越金	1,552,766,000	1,552,766,517	1,552,766,517		0	517
4	諸収入	33,194,000	35,336,634	35,336,634		0	2,142,634
	1 延滞金・加算金及び過料	2,019,000	2,004,516	2,004,516		0	△14,484
	2 償還金及び還付加算金	29,128,000	31,314,908	31,314,908		0	2,186,908
	3 雑収入	2,047,000	2,017,210	2,017,210		0	△29,790
歳入合計		16,646,451,000	15,482,635,577	15,363,244,619	20,283,030	99,107,928	△1,283,206,381

歳 出

後期高齢者医療事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	132,118,000	100,216,054		31,901,946	31,901,946
	1 総務管理費	65,453,000	48,701,251		16,751,749	16,751,749
	2 徴収費	66,665,000	51,514,803		15,150,197	15,150,197
2	後期高齢者医療広域連合納付金	16,458,621,000	14,507,757,915		1,950,863,085	1,950,863,085
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	16,458,621,000	14,507,757,915		1,950,863,085	1,950,863,085
3	諸支出金	45,712,000	29,380,923		16,331,077	16,331,077
	1 償還金及び還付加算金	45,712,000	29,380,923		16,331,077	16,331,077
4	予備費	10,000,000			10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000			10,000,000	10,000,000
歳出合計		16,646,451,000	14,637,354,892		2,009,096,108	2,009,096,108

歳入歳出差引残額

725,889,727円

平成28年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	226,342,000円
歳入決算額	221,037,326円
歳 出	
歳出予算額	226,342,000円
歳出決算額	72,263,576円

平成28年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

公害健康被害補償事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	分担金及び負担金	36,940,000	36,940,000	36,940,000		0	0
	1 負担金	36,940,000	36,940,000	36,940,000		0	0
2	財産収入	4,122,000	2,731,638	2,731,638		0	△1,390,362
	1 財産運用収入	4,122,000	2,731,638	2,731,638		0	△1,390,362
3	繰入金	39,047,000	35,132,436	35,132,436		0	△3,914,564
	1 基金繰入金	26,053,000	23,529,917	23,529,917		0	△2,523,083
	2 一般会計繰入金	12,994,000	11,602,519	11,602,519		0	△1,391,481
4	繰越金	146,233,000	146,233,252	146,233,252		0	252
	1 繰越金	146,233,000	146,233,252	146,233,252		0	252
歳入合計		226,342,000	221,037,326	221,037,326		0	△5,304,674

歳 出

公害健康被害補償事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	公害健康被害補償事業費	226,342,000	72,263,576		154,078,424	154,078,424
	1 公害健康被害補償事業費	226,342,000	72,263,576		154,078,424	154,078,424
歳出合計		226,342,000	72,263,576		154,078,424	154,078,424

歳入歳出差引残額 148,773,750円

平成28年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 88,432,658,000円
 歳入決算額 83,451,419,428円

歳 出

歳出予算額 88,432,658,000円
 歳出決算額 81,700,111,008円

平成28年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

介護保険事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 介護保険料		19,910,642,000	20,500,015,467	19,665,367,327	182,151,070	652,497,070	△245,274,673
	1 保険料	19,910,642,000	20,500,015,467	19,665,367,327	182,151,070	652,497,070	△245,274,673
2 使用料及び手数料		7,134,000	7,928,000	7,858,000		70,000	724,000
	1 手数料	7,134,000	7,928,000	7,858,000		70,000	724,000
3 国庫支出金		18,136,541,000	17,266,081,319	17,266,081,319		0	△870,459,681
	1 国庫負担金	14,911,728,000	14,180,263,794	14,180,263,794		0	△731,464,206
	2 国庫補助金	3,224,813,000	3,085,817,525	3,085,817,525		0	△138,995,475
4 県支出金		12,245,550,000	11,586,501,817	11,586,501,817		0	△659,048,183
	1 県負担金	11,720,066,000	11,089,432,807	11,089,432,807		0	△630,633,193
	2 県補助金	525,482,000	497,069,010	497,069,010		0	△28,412,990
	3 財政安定化基金支出金	2,000					△2,000
5 財産収入		39,605,000	26,323,367	26,323,367		0	△13,281,633
	1 財産運用収入	39,605,000	26,323,367	26,323,367		0	△13,281,633
6 支払基金交付金		23,419,091,000	21,807,301,207	21,807,301,207		0	△1,611,789,793
	1 支払基金交付金	23,419,091,000	21,807,301,207	21,807,301,207		0	△1,611,789,793
7 寄附金		1,000					△1,000
	1 寄附金	1,000					△1,000
8 繰入金		13,664,155,000	12,055,678,133	12,055,678,133		0	△1,608,476,867
	1 一般会計繰入金	13,045,965,000	12,055,678,133	12,055,678,133		0	△990,286,867
	2 基金繰入金	618,190,000					△618,190,000
9 繰越金		962,328,048	962,328,048			0	48
	1 繰越金	962,328,048	962,328,048			0	48
10 諸収入		47,611,000	89,677,507	73,980,210	1,522,859	14,174,438	26,369,210
	1 延滞金・加算金及び過料	2,000	11,490,200	644,740	1,452,100	9,393,360	642,740
	2 雑収入	47,609,000	78,187,307	73,335,470	70,759	4,781,078	25,726,470
歳入合計		88,432,658,000	84,301,834,865	83,451,419,428	183,673,929	666,741,508	△4,981,238,572

歳 出

介護保険事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
		円	円	円	円	円
1 総務費		2,443,277,000	2,317,388,355		125,888,645	125,888,645
	1 総務管理費	2,443,277,000	2,317,388,355		125,888,645	125,888,645
2 保険給付費		81,859,254,000	76,239,626,653		5,619,627,347	5,619,627,347
	1 保険給付費	81,859,254,000	76,239,626,653		5,619,627,347	5,619,627,347
3 財政安定化基金拠出金		1,000			1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000			1,000	1,000
4 地域支援事業費		3,319,000,000	2,403,201,215		915,798,785	915,798,785
	1 地域支援事業費	3,319,000,000	2,403,201,215		915,798,785	915,798,785
5 諸支出金		130,916,000	92,966,188		37,949,812	37,949,812
	1 国保連合会費	93,822,000	72,855,018		20,966,982	20,966,982
	2 還付金	37,093,000	20,111,170		16,981,830	16,981,830
	3 延滞金	1,000			1,000	1,000
6 基金積立金		660,210,000	646,928,597		13,281,403	13,281,403
	1 基金積立金	660,210,000	646,928,597		13,281,403	13,281,403
7 予備費		20,000,000			20,000,000	20,000,000
	1 予備費	20,000,000			20,000,000	20,000,000
歳出合計		88,432,658,000	81,700,111,008		6,732,546,992	6,732,546,992

歳入歳出差引残額 1,751,308,420円

平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	3,465,002,000円
歳入決算額	2,811,915,555円
歳 出	
歳出予算額	3,465,002,000円
歳出決算額	2,753,156,118円

平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

港湾整備事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	使用料及び手数料	757,333,000	753,584,528	753,584,528		0	△3,748,472
	1 使用料	757,330,000	753,583,028	753,583,028		0	△3,746,972
	2 手数料	3,000	1,500	1,500		0	△1,500
2	国庫支出金	104,600,000	68,013,000	68,013,000		0	△36,587,000
	1 国庫補助金	104,600,000	68,013,000	68,013,000		0	△36,587,000
3	県支出金	546,000	546,000	546,000		0	0
	1 委託金	546,000	546,000	546,000		0	0
4	財産収入	1,110,819,000	1,098,494,530	1,098,494,530		0	△12,324,470
	1 財産運用収入	1,110,818,000	1,097,072,530	1,097,072,530		0	△13,745,470
	2 財産売払収入	1,000	1,422,000	1,422,000		0	1,421,000
5	繰入金	798,121,000	299,989,330	299,989,330		0	△498,131,670
	1 基金繰入金	798,121,000	299,989,330	299,989,330		0	△498,131,670
6	繰越金	136,371,000	136,370,280	136,370,280		0	△720
	1 繰越金	136,371,000	136,370,280	136,370,280		0	△720
7	諸収入	83,212,000	68,917,887	68,917,887		0	△14,294,113
	1 延滞金及び加算金	1,000	435,700	435,700		0	434,700
	2 貸付金元利収入	29,681,000	29,681,095	29,681,095		0	95
	3 雑収入	53,530,000	38,801,092	38,801,092		0	△14,728,908
8	市債	474,000,000	386,000,000	386,000,000		0	△88,000,000
	1 市債	474,000,000	386,000,000	386,000,000		0	△88,000,000
	歳入合計	3,465,002,000	2,811,915,555	2,811,915,555		0	△653,086,445

歳 出

港湾整備事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	港湾整備事業費	2,713,905,000	2,049,730,686	36,569,000	627,605,314	664,174,314
	1 運営費	362,963,000	290,172,465		72,790,535	72,790,535
	2 整備費	2,350,942,000	1,759,558,221	36,569,000	554,814,779	591,383,779
2	諸支出金	716,897,000	691,352,025		25,544,975	25,544,975
	1 積立金	87,495,000	61,950,425		25,544,575	25,544,575
	2 繰出金	629,402,000	629,401,600		400	400
3	公債費	33,200,000	12,073,407		21,126,593	21,126,593
	1 公債費	33,200,000	12,073,407		21,126,593	21,126,593
4	予備費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
	歳出合計	3,465,002,000	2,753,156,118	36,569,000	675,276,882	711,845,882

歳入歳出差引残額 58,759,437円

平成28年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	107,890,000円
歳入決算額	95,919,801円
歳 出	
歳出予算額	107,890,000円
歳出決算額	95,919,801円

平成28年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

勤労者福祉共済事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	共済掛金収入	70,494,000	72,327,000	71,399,500	640,500	287,000	905,500
	1 共済掛金収入	70,494,000	72,327,000	71,399,500	640,500	287,000	905,500
2	財産収入	1,152,000	764,058	764,058		0	△387,942
	1 財産運用収入	1,152,000	764,058	764,058		0	△387,942
3	繰入金	28,901,000	17,209,967	17,209,967		0	△11,691,033
	1 基金繰入金	10,608,000	1,265,270	1,265,270		0	△9,342,730
	2 一般会計繰入金	18,293,000	15,944,697	15,944,697		0	△2,348,303
4	繰越金	100,000					△100,000
	1 繰越金	100,000					△100,000
5	諸収入	7,243,000	6,546,276	6,546,276		0	△696,724
	1 貸付金元利収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000		0	0
	2 雑収入	2,243,000	1,546,276	1,546,276		0	△696,724
歳入合計		107,890,000	96,847,301	95,919,801	640,500	287,000	△11,970,199

歳 出

勤労者福祉共済事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	勤労者福祉共済事業費	106,890,000	95,919,801		10,970,199	10,970,199
	1 勤労者福祉共済事業費	106,890,000	95,919,801		10,970,199	10,970,199
2	予備費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
歳出合計		107,890,000	95,919,801		11,970,199	11,970,199

歳入歳出差引残額 0円

平成28年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 430,434,706円
 歳入決算額 554,954,778円

歳 出

歳出予算額 430,434,706円
 歳出決算額 317,107,666円

平成28年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

墓地整備事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	使用料及び手数料	285,786,000	303,032,000	303,032,000		0	17,246,000
	1 使用料	285,786,000	303,032,000	303,032,000		0	17,246,000
2	繰越金	144,647,706	251,922,778	251,922,778		0	107,275,072
	1 繰越金	144,647,706	251,922,778	251,922,778		0	107,275,072
3	諸収入	1,000					△1,000
	1 雑収入	1,000					△1,000
	歳入合計	430,434,706	554,954,778	554,954,778		0	124,520,072

歳 出

墓地整備事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	墓地整備事業費	358,936,706	305,417,508		53,519,198	53,519,198
	1 墓地整備事業費	358,936,706	305,417,508		53,519,198	53,519,198
2	公債費	11,692,000	11,690,158		1,842	1,842
	1 公債費	11,692,000	11,690,158		1,842	1,842
3	予備費	59,806,000			59,806,000	59,806,000
	1 予備費	59,806,000			59,806,000	59,806,000
	歳出合計	430,434,706	317,107,666		113,327,040	113,327,040

歳入歳出差引残額 237,847,112円

平成28年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	400,022,556円
歳入決算額	569,297,279円

歳 出

歳出予算額	400,022,556円
歳出決算額	334,953,755円

平成28年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	繰越金	37,964,556	207,239,436	207,239,436		0	169,274,880
	1 繰越金	37,964,556	207,239,436	207,239,436		0	169,274,880
2	諸収入	362,058,000	362,057,843	362,057,843		0	△157
	1 雑収入	362,058,000	362,057,843	362,057,843		0	△157
	歳入合計	400,022,556	569,297,279	569,297,279		0	169,274,723

歳 出

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	ゴルフ場事業費	87,267,556	52,724,729		34,542,827	34,542,827
	1 ゴルフ場事業費	87,267,556	52,724,729		34,542,827	34,542,827
2	公債費	29,586,000	29,585,026		974	974
	1 公債費	29,586,000	29,585,026		974	974
3	諸支出金	270,093,000	252,644,000		17,449,000	17,449,000
	1 繰出金	270,093,000	252,644,000		17,449,000	17,449,000
4	予備費	13,076,000			13,076,000	13,076,000
	1 予備費	13,076,000			13,076,000	13,076,000
	歳出合計	400,022,556	334,953,755		65,068,801	65,068,801

歳入歳出差引残額 234,343,524円

平成28年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	9,273,264,000円
歳入決算額	5,858,640,761円
歳 出	
歳出予算額	9,273,264,000円
歳出決算額	5,858,640,761円

平成28年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

公共用地先行取得等事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	使用料及び手数料	1,000					△1,000
	2 手数料	1,000					△1,000
2	財産収入	6,664,918,000	5,478,972,593	5,478,346,163		626,430	△1,186,571,837
	1 財産運用収入	16,792,000	12,275,306	11,648,876		626,430	△5,143,124
	2 財産売却収入	6,648,126,000	5,466,697,287	5,466,697,287		0	△1,181,428,713
3	繰入金	507,714,000	379,605,022	379,605,022		0	△128,108,978
	1 基金繰入金	174,726,000	174,725,860	174,725,860		0	△140
	2 他会計繰入金	332,988,000	204,879,162	204,879,162		0	△128,108,838
4	繰越金	1,000					△1,000
	1 繰越金	1,000					△1,000
5	諸収入	630,000	947,380,551	689,576		946,690,975	59,576
	1 雑収入	630,000	947,380,551	689,576		946,690,975	59,576
6	市債	2,100,000,000					△2,100,000,000
	1 市債	2,100,000,000					△2,100,000,000
	歳入合計	9,273,264,000	6,805,958,166	5,858,640,761		947,317,405	△3,414,623,239

歳 出

公共用地先行取得等事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	公共用地先行取得等事業費	3,401,118,000	216,080,470		3,185,037,530	3,185,037,530
	1 公共用地先行取得等事業費	3,401,118,000	216,080,470		3,185,037,530	3,185,037,530
2	公債費	1,357,907,000	1,318,644,318		39,262,682	39,262,682
	1 公債費	1,357,907,000	1,318,644,318		39,262,682	39,262,682
3	諸支出金	4,504,239,000	4,323,915,973		180,323,027	180,323,027
	1 繰出金	4,504,239,000	4,323,915,973		180,323,027	180,323,027
4	予備費	10,000,000			10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000			10,000,000	10,000,000
	歳出合計	9,273,264,000	5,858,640,761		3,414,623,239	3,414,623,239

歳入歳出差引残額

0円

平成28年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	230,111,741,000円
歳入決算額	226,425,485,602円

歳 出

歳出予算額	230,111,741,000円
歳出決算額	226,425,485,602円

平成28年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入

公債管理特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 財 産 収 入		円 2,289,279,000	円 1,525,975,084	円 1,525,975,084	円	円 0	円 △763,303,916
	1 財 産 運 用 収 入	2,289,279,000	1,525,975,084	1,525,975,084		0	△763,303,916
2 繰 入 金		189,038,461,000	186,693,489,018	186,693,489,018		0	△2,344,971,982
	1 基 金 繰 入 金	40,699,804,000	39,935,504,005	39,935,504,005		0	△764,299,995
	2 他 会 計 繰 入 金	148,338,657,000	146,757,985,013	146,757,985,013		0	△1,580,671,987
3 繰 越 金		1,000					△1,000
	1 繰 越 金	1,000					△1,000
4 市 債		38,784,000,000	38,206,021,500	38,206,021,500		0	△577,978,500
	1 借 換 債	38,784,000,000	38,206,021,500	38,206,021,500		0	△577,978,500
歳 入 合 計		230,111,741,000	226,425,485,602	226,425,485,602		0	△3,686,255,398

歳 出

公債管理特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 公 債 費		円 220,427,433,000	円 217,507,477,497	円	円 2,919,955,503	円 2,919,955,503
	1 公 債 費	220,427,433,000	217,507,477,497		2,919,955,503	2,919,955,503
2 諸 支 出 金		9,682,308,000	8,918,008,105		764,299,895	764,299,895
	1 繰 出 金	9,682,308,000	8,918,008,105		764,299,895	764,299,895
3 予 備 費		2,000,000			2,000,000	2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000			2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		230,111,741,000	226,425,485,602		3,686,255,398	3,686,255,398

歳入歳出差引残額

0円

平成28年度川崎市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 病院事業収益	円	円	円	円	円	円	
第1項 医業収益	33,837,882,000	—	—	33,837,882,000	31,317,782,331	△ 2,520,099,669	※1
第2項 医業外収益	27,317,971,000	—	—	27,317,971,000	25,336,784,242	△ 1,981,186,758	※2
第3項 特別利益	5,909,967,000	—	—	5,909,967,000	5,334,036,915	△ 575,930,085	※3
	609,944,000	—	—	609,944,000	646,961,174	37,017,174	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 106,790,923円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 17,273,503円

※3 うち仮受消費税及び地方消費税 836,186円

支 出

区 分	予 算 額				合 計	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額				
第1款 病院事業費用	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 医業費用	34,272,335,000	—	—	34,272,335,000	34,272,335,000	31,957,276,194	—	2,315,058,806
第2項 医業外費用	32,965,607,000	—	—	32,965,607,000	32,965,607,000	30,735,224,580	—	2,230,382,420
第3項 特別損失	1,105,218,000	—	—	1,105,218,000	1,105,218,000	1,058,678,020	—	46,539,980
第4項 予備費	191,510,000	—	—	191,510,000	191,510,000	163,373,594	—	28,136,406
	10,000,000	—	—	10,000,000	10,000,000	0	—	10,000,000

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 592,239,247円

※2 うち仮払消費税及び地方消費税 140,871円

※3 うち仮払消費税及び地方消費税 2,255,921円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 △ 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額			
第1款 病院事業資本的収入	円 3,586,173,000	△ 753,797,000	円 2,832,376,000	円 -	円 498,000,000	円 3,330,376,000	円 212,432,000 △	企業債収入減額内訳 不用額 228,000,000 円
第1項 企業債	1,748,000,000	△ 751,000,000	997,000,000	-	498,000,000	1,495,000,000	△ 228,000,000	
第2項 固定資産売却代金	2,000	-	2,000	-	-	2,000	△ 2,000	
第3項 補助金	3,000	-	3,000	-	-	3,000	△ 3,000	
第4項 負担金	1,838,168,000	△ 2,797,000	1,835,371,000	-	-	1,835,371,000	15,573,000 △	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法の規定による繰越額	継続費通次繰越額		合 計	費 次 繰 越 額	
第1款 病院事業資本的支出	円 5,819,773,000	△ 756,594,000	円 5,063,179,000	円 34,505,360	円 580,622,980	円 5,244,209,850	円 7,095,600	円 32,889,540	円 394,112,350
第1項 建設改良費	2,332,330,000	△ 756,594,000	1,575,736,000	34,505,360	580,622,980	1,756,768,573	7,095,600	32,889,540	394,110,627 ※1
第2項 企業債還金	3,487,443,000	-	3,487,443,000	-	-	3,487,441,277	-	-	1,723

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 127,670,404円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,126,265,850円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,310,521円及び過年度分損益勘定留保資金 2,117,955,329円で補てんした。

平成28年度川崎市病院事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	(単位 円)	(内 訳)		
		川崎病院	井田病院	多摩病院
1 医業収益				
(1) 入院収益	15,824,490,806	(16,704,394,447)	(7,585,696,883)	(939,901,989)
(2) 外来収益	6,621,552,310	11,196,886,788	4,627,604,018	—
(3) その他医業収益	2,783,950,203	4,171,594,197	2,449,958,113	—
	25,229,993,319	1,335,913,462	508,134,752	939,901,989
2 医業費用				
(1) 給与費用	14,492,068,147	(18,462,092,795)	(9,976,345,736)	(1,455,188,932)
(2) 材料費	5,508,941,160	9,520,696,391	4,946,441,444	24,930,312
(3) 経費	6,775,121,583	3,725,468,512	1,783,472,648	—
(4) 減価償却費	2,987,179,500	4,021,972,489	2,089,243,398	663,905,696
(5) 資産減耗費	46,646,971	1,114,543,062	1,112,567,207	760,069,231
(6) 研究研修費	83,670,102	18,672,509	21,690,769	6,283,693
	29,893,627,463	60,739,832	22,930,270	—
医業損失	4,663,634,144	1,757,698,348	2,390,648,853	515,286,943
3 医業外収益				
(1) 受取利息配当金	50,715	(2,710,353,056)	(1,601,355,738)	(1,005,054,799)
(2) 補助金	55,100,864	33,900	16,815	—
(3) 負担金交付金	3,538,369,490	41,035,864	13,009,000	1,056,000
(4) 患者外給食収益	176,827	1,849,309,588	1,166,686,902	522,373,000
(5) 長期前受金戻入	936,485,144	0	176,827	—
(6) 資本費繰入収益	499,249,000	388,956,393	65,940,495	481,588,256
(7) その他医業外収益	287,331,553	219,539,000	279,710,000	—
	5,316,763,593	211,478,311	75,815,699	37,543

	(内 訳)			
	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院	
4 医 業 外 費 用				
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	(908,362,177)	(524,061,049)	(370,934,903)	
(2) 患 者 外 給 食 材 料 費	355,243,489	251,905,697	369,784,244	
(3) 雑 損 失	2,850	564,969	—	
	<u>553,115,838</u>	<u>271,590,383</u>	<u>1,150,659</u>	
経 常 損 失	<u>△ 44,292,531</u>	<u>1,313,354,164</u>	<u>△ 118,832,953</u>	
5 特 別 利 益	(604,167,312)	(30,495,514)	(11,462,162)	
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0	0	—	
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	12,363,173	16,918,618	4,005,722	
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	591,804,139	13,576,896	—	
(4) そ の 他 特 別 利 益	—	—	7,456,440	
6 特 別 損 失	(137,985,624)	(21,070,728)	(2,061,321)	
(1) 固 定 資 産 売 却 損	0	0	—	
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>137,985,624</u>	<u>21,070,728</u>	<u>2,061,321</u>	
当 年 度 純 損 失	<u>△ 510,474,219</u>	<u>1,303,929,378</u>	<u>△ 128,233,794</u>	
前 年 度 繰 越 欠 損 金	6,922,209,412	15,544,449,135	3,704,652,649	
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額	—	—	—	
当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>6,411,735,193</u>	<u>16,848,378,513</u>	<u>3,576,418,855</u>	

(単位 円)

平成28年度川崎市病院事業剰余金計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金				欠 損 金		資 本 合 計
	資 本	金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計	未処理欠損金	欠損金合計		
			補助金	負担金					
前年度末残高	15,825,753,152		24,148,367	1,076,181,000	1,133,237,852	△ 26,171,311,196	△ 26,171,311,196	△ 9,212,320,192	
川崎病院	8,750,046,575		22,896,813	6,163,000	59,151,763	△ 6,922,209,412	△ 6,922,209,412	1,886,988,926	
井田病院	6,870,861,577		1,251,554	2,639,000	6,107,089	△ 15,544,449,135	△ 15,544,449,135	△ 8,667,480,469	
多摩病院	204,845,000		0	1,067,379,000	1,067,979,000	△ 3,704,652,649	△ 3,704,652,649	△ 2,431,828,649	
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	
川崎病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
井田病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
多摩病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
処分後残高	15,825,753,152		24,148,367	1,076,181,000	1,133,237,852	△ 26,171,311,196	△ 26,171,311,196	△ 9,212,320,192	
川崎病院	8,750,046,575		22,896,813	6,163,000	59,151,763	△ 6,922,209,412	△ 6,922,209,412	1,886,988,926	
井田病院	6,870,861,577		1,251,554	2,639,000	6,107,089	△ 15,544,449,135	△ 15,544,449,135	△ 8,667,480,469	
多摩病院	204,845,000		0	1,067,379,000	1,067,979,000	△ 3,704,652,649	△ 3,704,652,649	△ 2,431,828,649	
当年度変動額	0	0	0	158,930,000	158,930,000	△ 665,221,365	△ 665,221,365	△ 506,291,365	
川崎病院	0	0	0	6,293,000	6,293,000	510,474,219	510,474,219	516,767,219	
井田病院	0	0	0	2,695,000	2,695,000	△ 1,303,929,378	△ 1,303,929,378	△ 1,301,234,378	
多摩病院	0	0	0	149,942,000	149,942,000	128,233,794	128,233,794	278,175,794	
他会計負担金の受入	0	0	0	158,930,000	158,930,000	0	0	158,930,000	
川崎病院	0	0	0	6,293,000	6,293,000	0	0	6,293,000	
井田病院	0	0	0	2,695,000	2,695,000	0	0	2,695,000	
多摩病院	0	0	0	149,942,000	149,942,000	0	0	149,942,000	
当年度純損失	0	0	0	0	0	△ 665,221,365	△ 665,221,365	△ 665,221,365	
川崎病院	0	0	0	0	0	510,474,219	510,474,219	510,474,219	
井田病院	0	0	0	0	0	△ 1,303,929,378	△ 1,303,929,378	△ 1,303,929,378	
多摩病院	0	0	0	0	0	128,233,794	128,233,794	128,233,794	
当年度未処理欠損金									
川崎病院									
井田病院									
多摩病院									
当年度末残高	15,825,753,152		24,148,367	1,235,111,000	1,292,167,852	△ 26,836,532,561	△ 26,836,532,561	△ 9,718,611,557	
川崎病院	8,750,046,575		22,896,813	12,456,000	65,444,763	△ 6,411,735,193	△ 6,411,735,193	2,403,756,145	
井田病院	6,870,861,577		1,251,554	5,334,000	8,802,089	△ 16,848,378,513	△ 16,848,378,513	△ 9,968,714,847	
多摩病院	204,845,000		0	1,217,321,000	1,217,921,000	△ 3,576,418,855	△ 3,576,418,855	△ 2,153,652,855	

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成28年度川崎市病院事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 理 欠 損 金
当年度末残高	15,825,753,152	1,292,167,852	△ 26,836,532,561
川崎病院	8,750,046,575	65,444,763	△ 6,411,735,193
井田病院	6,870,861,577	8,802,089	△ 16,848,378,513
多摩病院	204,845,000	1,217,921,000	△ 3,576,418,855
議会の議決による処分額	0	0	0
川崎病院	0	0	0
井田病院	0	0	0
多摩病院	0	0	0
処 分 後 残 高	15,825,753,152	1,292,167,852	(繰越欠損金) △ 26,836,532,561
川崎病院	8,750,046,575	65,444,763	△ 6,411,735,193
井田病院	6,870,861,577	8,802,089	△ 16,848,378,513
多摩病院	204,845,000	1,217,921,000	△ 3,576,418,855

(注) この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

平成28年度川崎市病院事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

(内 訳)

1 固定資産	資産の部			
	(単位 円)	(内 訳)		
(1) 有形固定資産		井田病院	川崎病院	多摩病院
ア 土地	6,711,007,148	426,353,437	5,858,429,716	
イ 建物	73,684,238,118	16,186,751,167	20,313,021,814	
減価償却累計額	<u>△ 35,340,524,199</u>	<u>△ 3,365,626,685</u>	<u>△ 8,856,055,721</u>	
ウ 構築物	1,517,129,731	393,342,451	208,044,899	
減価償却累計額	<u>△ 1,216,220,727</u>	<u>△ 206,615,958</u>	<u>△ 142,862,682</u>	
エ 器械備品	17,886,646,765	5,206,175,930	3,442,073,715	
減価償却累計額	<u>△ 13,825,596,348</u>	<u>△ 3,715,392,844</u>	<u>△ 3,264,864,175</u>	
オ 車両	22,644,611	12,351,232	1,839,671	
減価償却累計額	<u>△ 16,481,073</u>	<u>△ 8,298,777</u>	<u>△ 1,747,687</u>	
カ リース資産	111,270,254	25,971,872	—	
減価償却累計額	<u>△ 27,432,387</u>	<u>△ 18,207,080</u>	—	
キ その他有形固定資産	56,802,038	2,850,409	—	
減価償却累計額	<u>△ 25,238,082</u>	<u>△ 2,707,890</u>	—	
ク 建設仮勘定	988,713,751	985,905,751	0	
有形固定資産合計	50,526,959,600	15,922,853,015	17,557,878,550	
(2) 無形固定資産				
ア 電話加入権	60,600	60,600	—	
イ 施設利用権	4,578,005	3,263,531	1,314,474	
無形固定資産合計	4,638,605	3,324,131	1,314,474	
固定資産合計	50,531,598,205	15,926,177,146	17,559,193,024	

	(内 訳)			
	(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金	2,975,526,743	2,962,743,450	12,783,293	—
(2) 未 収 金	4,037,034,173	2,815,609,084	1,212,544,554	8,880,535
貸 倒 引 当 金	<u>△ 79,667,936</u>	<u>△ 58,206,303</u>	<u>△ 17,687,085</u>	<u>△ 3,774,548</u>
(3) 貯 蔵 品	<u>146,919,146</u>	<u>91,729,004</u>	<u>55,190,142</u>	<u>—</u>
流 動 資 産 合 計	<u>7,079,812,126</u>	<u>5,811,875,235</u>	<u>1,262,830,904</u>	<u>5,105,987</u>
資 産 合 計	<u>57,611,410,331</u>	<u>22,858,103,270</u>	<u>17,189,008,050</u>	<u>17,564,299,011</u>
3 固 定 負 債				
負 債 の 部				
(1) 企 業 債				
了 建設改良費等の財源に充てたるための企業債	<u>52,026,174,077</u>	<u>18,793,856,391</u>	<u>15,720,385,197</u>	<u>17,511,932,489</u>
企 業 債 合 計	52,026,174,077	18,793,856,391	15,720,385,197	17,511,932,489
(2) リ ー ス 債 務	49,361,446	44,116,333	5,245,113	—
(3) 引 当 金				
了 退職給付引当金	<u>5,650,923,890</u>	<u>3,501,218,591</u>	<u>2,125,460,889</u>	<u>24,244,410</u>
引 当 金 合 計	<u>5,650,923,890</u>	<u>3,501,218,591</u>	<u>2,125,460,889</u>	<u>24,244,410</u>
固 定 負 債 合 計	57,726,459,413	22,339,191,315	17,851,091,199	17,536,176,899
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
了 建設改良費等の財源に充てたるための企業債	<u>3,524,921,393</u>	<u>1,916,314,657</u>	<u>678,337,180</u>	<u>930,269,556</u>
企 業 債 合 計	3,524,921,393	1,916,314,657	678,337,180	930,269,556
(2) リ ー ス 債 務	19,690,513	17,287,944	2,402,569	—
(3) 未 払 金	3,507,935,499	2,318,005,463	1,183,481,060	6,448,976

	(内 訳)			
	(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
(4) 未 払 費 用	223,446,699	138,717,643	66,595,062	18,133,994
(5) 引 当 金				
ア 賞 与 引 当 金	<u>785,144,076</u>	<u>499,508,313</u>	<u>283,828,218</u>	<u>1,807,545</u>
イ 引 当 金 合 計	785,144,076	499,508,313	283,828,218	1,807,545
(6) そ の 他 流 動 負 債	<u>158,421,878</u>	<u>102,764,915</u>	<u>55,656,963</u>	<u>0</u>
流 動 負 債 合 計	8,219,560,058	4,992,598,935	2,270,301,052	956,660,071
5 繰 延 収 益				
長 期 前 受 金	9,953,568,659	3,550,460,518	467,257,099	5,935,851,042
収 益 化 累 計 額	<u>△ 8,569,566,242</u>	<u>△ 3,013,461,638</u>	<u>△ 254,433,214</u>	<u>△ 5,301,671,390</u>
繰 延 収 益 合 計	<u>1,384,002,417</u>	<u>536,998,880</u>	<u>212,823,885</u>	<u>634,179,652</u>
負 債 合 計	<u>67,330,021,888</u>	<u>27,868,789,130</u>	<u>20,334,216,136</u>	<u>19,127,016,622</u>
6 資 本 金	15,825,753,152	8,750,046,575	6,870,861,577	204,845,000
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 受 贈 財 産 評 価 額	32,908,485	30,091,950	2,216,535	600,000
イ 補 助 金	24,148,367	22,896,813	1,251,554	-
ウ 負 担 金	<u>1,235,111,000</u>	<u>12,456,000</u>	<u>5,334,000</u>	<u>1,217,321,000</u>
資 本 剰 余 金 合 計	1,292,167,852	65,444,763	8,802,089	1,217,921,000
(2) 欠 損 金				
ア 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	26,836,532,561	6,411,735,193	16,848,378,513	3,576,418,855
欠 損 金 合 計	<u>26,836,532,561</u>	<u>6,411,735,193</u>	<u>16,848,378,513</u>	<u>3,576,418,855</u>
剰 余 金 合 計	<u>△ 25,544,364,709</u>	<u>△ 6,346,290,430</u>	<u>△ 16,839,576,424</u>	<u>△ 2,358,497,855</u>
資 本 合 計	<u>△ 9,718,611,557</u>	<u>2,403,756,145</u>	<u>△ 9,968,714,847</u>	<u>△ 2,153,652,855</u>
負 債 資 本 合 計	<u>57,611,410,331</u>	<u>30,272,545,275</u>	<u>10,365,501,289</u>	<u>16,973,363,767</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法による(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物 5～47年

構築物 10～50年

器械備品 2～20年

車両 5～ 6年

その他有形固定資産 35年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、

当事業年度末における支給(支払)見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、取得資産の付随費用として資産の取得価額に算入している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産	39,300,796円
リース債務	39,300,796円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 33,674,781,666円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市病院事業会計は、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院の3病院を運営していることから、各病院を報告セグメントとしている。

各報告セグメントの事業の内容は以下のとおりである。

報告セグメント	事業の内容
川崎市立川崎病院	川崎市立川崎病院の運営 許可病床数 713床 (一般病床 663床、精神病床 38床、感染症病床 12床)
川崎市立井田病院	川崎市立井田病院の運営 許可病床数 383床 (一般病床 343床、結核病床 40床)
川崎市立多摩病院	川崎市立多摩病院の運営(指定管理者制度による運営) 許可病床数 376床 (一般病床 376床)

(2) 報告セグメントごとの医業収益、医業費用、医業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

	川崎病院	井田病院	多摩病院	合 計
医業収益	16,704,394,447	7,585,696,883	939,901,989	25,229,993,319
医業費用	18,462,092,795	9,976,345,736	1,455,188,932	29,893,627,463
医業損益	△ 1,757,698,348	△ 2,390,648,853	△ 515,286,943	△ 4,663,634,144
経常損益	44,292,531	△ 1,313,354,164	118,832,953	△ 1,150,228,680
セグメント資産	22,858,103,270	17,189,008,050	17,564,299,011	57,611,410,331
セグメント負債	27,868,789,130	20,334,216,136	19,127,016,622	67,330,021,888
その他の項目				
収益的収入 他会計繰入金	3,139,214,588	1,737,913,902	796,554,000	5,673,682,490
(うち資本費繰入収益)	(219,539,000)	(279,710,000)	(—)	(499,249,000)
資本的収入 他会計繰入金	1,073,373,000	136,667,000	640,904,000	1,850,944,000
減価償却費	1,114,543,062	1,112,567,207	760,069,231	2,987,179,500
特別利益	604,167,312	30,495,514	11,462,162	646,124,988
特別損失	137,985,624	21,070,728	2,061,321	161,117,673
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	823,322,946	879,313,621	64,305,215	1,766,941,782

5 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務	19,690,513円
---------	-------------

長期リース債務	49,361,446円
---------	-------------

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の不納欠損による損失として23,507,254円を処理するため、貸倒引当金21,638,080円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として636,007,689円を支給するため、退職給付引当金636,007,689円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として2,504,522,961円を支給(支払)するため、賞与引当金755,699,859円を取り崩している。

(5) 資金の管理

病院事業会計の資金を効率的に管理するため、病院局経営企画室において資金管理及び支払事務を行っている。

平成28年度川崎市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	収 入				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	予 算		額				
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	円	円	円	円	円		
第1項 営業収益	44,989,872,000	0	0	44,989,872,000	△ 146,803,439	※1	
第2項 営業外収益	35,965,958,000	0	0	35,965,958,000	△ 224,173,556	※2	
第3項 特別利益	9,022,904,000	0	0	9,022,904,000	45,462,048	※3	
	1,010,000	0	0	1,010,000	31,908,069		
※1 うち仮受消費税及び地方消費税	1,787,320,819円						
※2 うち仮受消費税及び地方消費税	8,974,530円						
※3 うち仮受消費税及び地方消費税	1,920,843円						

支 出

区 分	予 算							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	備 考
	予 算		額							
	当初予算額	補正予算額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	小 計	合 計	決 算 額			
第1款 下水道事業費用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 営業費用	42,860,693,000	0	0	0	42,860,693,000	0	42,860,693,000	41,421,376,731	0	1,439,316,269
第2項 営業外費用	35,200,222,000	0	0	0	35,200,222,000	0	35,200,222,000	34,149,075,215	0	1,051,146,785
第3項 特別損失	7,098,520,000	0	0	0	7,098,520,000	0	7,098,520,000	6,740,351,417	0	358,168,583
第4項 予備費	541,951,000	0	0	0	541,951,000	0	541,951,000	531,950,099	0	10,000,901
	20,000,000	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000
※1 うち仮払消費税及び地方消費税	529,284,015円									
※2 うち仮払消費税及び地方消費税	6,054,437円									
※3 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出	481,497,824円									
※4 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出	59円									

(2) 資本的収入及び支出

区 分	収 入						予 算 額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額に係る 財源充当額	継続費連次 繰越額に係る 財源充当額	合 計				
第1款 下水道事業 資本的収入	56,266,401,000	0	56,266,401,000	4,845,522,000	0	61,111,923,000	54,184,964,870	△ 6,926,958,130		
第1項 企業債	38,780,000,000	0	38,780,000,000	3,674,000,000	0	42,454,000,000	37,826,000,000	△ 4,628,000,000	※企業債収入減額内訳 (1) 翌年度へ繰下発行 する額 4,399,000,000円 (2) 不用額 229,000,000円	
第2項 一般会計 出資金	5,000,821,000	0	5,000,821,000	0	0	5,000,821,000	5,000,090,541	△ 730,459		
第3項 国庫補助金	5,004,100,000	0	5,004,100,000	1,171,522,000	0	6,175,622,000	3,893,198,000	△ 2,282,424,000		
第4項 負担金	30,010,000	0	30,010,000	0	0	30,010,000	14,286,119	△ 15,723,881		
第5項 寄附金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000		
第6項 水洗便所等 貸付事業収入	30,000	0	30,000	0	0	30,000	0	△ 30,000		
第7項 基金繰入金	7,451,400,000	0	7,451,400,000	0	0	7,451,400,000	7,451,390,000	△ 10,000		
第8項 固定資産 売却代金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	210	△ 9,790 ※1		
第9項 投資収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000		
第10項 その他 資本的収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000		

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 15円

支 出 区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 繰越額	合計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額			継続費 繰越額	合計
下水道事業 資本的支出	74,047,001,000	0	0	0	74,047,001,000	4,853,000,000	0	78,900,001,000	6,450,000,000	0	6,450,000,000	622,282,146	
第1項 建設改良費	18,105,000,000	0	0	0	18,105,000,000	4,853,000,000	0	22,958,000,000	6,450,000,000	0	6,450,000,000	612,241,702	※1
第2項 償 還 金	52,539,440,000	0	0	0	52,539,440,000	0	0	52,539,440,000	0	0	0	444	
第3項 水洗便所等 貸付事業費	30,000	0	0	0	30,000	0	0	30,000	0	0	0	30,000	
第4項 投 資	3,392,531,000	0	0	0	3,392,531,000	0	0	3,392,531,000	0	0	0	10,000	
第5項 予 備 費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 1,115,093,696円

資本的収入額(翌年度に繰り越される支出の財源に充当する額 101,746,000円は除く。)が資本的支出額に不足する額17,744,499,984円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 826,028,284円、繰越工事資金 7,478,000円、過年度分損益勘定留保資金 1,537,796,221円及び当年度分損益勘定留保資金 15,373,197,479円で補てんした。

平成28年度川崎市下水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	22,292,374,370	
(2) 一般会計負担金	11,584,620,414	
(3) その他営業収益	20,493,193	
(4) プール事業収益	<u>56,975,648</u>	33,954,463,625

2 営業費用

(1) 管渠費	1,283,328,456	
(2) ポンプ場費	1,097,829,079	
(3) 処理場費	4,017,579,491	
(4) 水質指導費	123,730,039	
(5) 普及促進費	112,200,168	
(6) 貸付助成事業費	9,204,241	
(7) 業務費	1,661,691,902	
(8) 総係費	1,223,124,899	
(9) 減価償却費	22,698,434,846	
(10) 資産減耗費	1,300,500,876	
(11) プール事業費	<u>92,167,203</u>	<u>33,619,791,200</u>

営業利益

334,672,425

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	66,968,806	
(2) 一般会計補助金	854,326,329	
(3) 長期前受金戻入	7,884,652,613	
(4) 雑収益	<u>254,361,654</u>	9,060,309,402

4 営業外費用

(1) 支払利息及び
企業債取扱諸費

6,190,265,479

(2) 雑支出
経常利益121,464,7296,311,730,2082,748,579,194

3,083,251,619

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益

30,984,410

(2) 長期前受金戻入

59

(3) その他特別利益

12,757

30,997,226

6 特別損失

(1) 固定資産売却損

59

(2) その他特別損失

531,950,040531,950,099△500,952,873

当年度純利益

2,582,298,746

前年度繰越利益剰余金

2,685,811,312

その他未処分
利益剰余金変動額0

当年度未処分利益剰余金

5,268,110,058

平成28年度川崎市下水道事業剰余金計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

	剰余金						資本合計
	資本剰余金			利益剰余金			
	受贈財産 評価額	国庫補助金	その他 資本剰余金	減価積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	114,177,294,364	18,388,955,727	33,030,221	23,191,374,240	0	4,493,664,482	141,862,333,086
前年度処分額	0	0	0	0	1,807,853,170	0	0
繰上の繰上による処分額	0	0	0	0	1,807,853,170	0	0
減価積立金の積立て	0	0	0	0	1,807,853,170	0	0
処分後残高	114,177,294,364	18,388,955,727	33,030,221	23,191,374,240	1,807,853,170	4,493,664,482	141,862,333,086
当年度変動額	5,000,090,541	0	0	0	0	2,582,298,746	7,582,389,287
一般会計出資金の受入れ	5,000,090,541	0	0	0	0	0	5,000,090,541
除却等	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	2,582,298,746	2,582,298,746
当年度末残高	119,177,384,905	18,388,955,727	33,030,221	23,191,374,240	1,807,853,170	7,075,963,228	149,444,722,373

(注) この計算書における△表記は、減少、損又は欠損を示すものである。

平成28年度川崎市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	119,177,384,905	23,191,374,240	5,268,110,058
議会の議決による処分類	2,501,303,729	0	△ 5,083,602,475
資本金への組入れ	2,501,303,729	0	△ 2,501,303,729
減債積立金の積立て	0	0	△ 2,582,298,746
処分後残高	121,678,688,634	23,191,374,240	(繰越利益剰余金) 184,507,583

平成28年度川崎市下水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		44,177,594,253	
イ 建 物	46,241,489,933		
減価償却累計額	<u>△26,951,787,330</u>	19,289,702,603	
ウ 構 築 物	857,724,540,885		
減価償却累計額	<u>△361,925,075,637</u>	495,799,465,248	
エ 機 械 及 び 装 置	165,108,474,164		
減価償却累計額	<u>△98,874,801,163</u>	66,233,673,001	
オ 車 両 及 び 運 搬 具	3,597,232		
減価償却累計額	<u>△3,014,465</u>	582,767	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,007,330,250		
減価償却累計額	<u>△810,383,832</u>	196,946,418	
キ リ ー ス 資 産	255,062,693		
減価償却累計額	<u>△43,794,343</u>	211,268,350	
ク 建 設 仮 勘 定		31,369,250,407	
有 形 固 定 資 産 合 計			657,278,483,047

(2) 無形固定資産

ア 地 上 権		47,819,511	
イ 施 設 利 用 権		14,615,176	
ウ 電 話 加 入 権		6,287,500	
エ そ の 他 無 形 固 定 資 産		<u>477,050</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			69,199,237

(3) 投資その他の資産

ア 基金		33,030,221	
イ 破産更生債権等	2,966,669		
貸倒引当金	<u>△2,966,669</u>	0	
ウ 公債償還準備金		<u>6,631,926,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>6,664,956,221</u>
固定資産合計			664,012,638,505

2 流動資産

(1) 現金預金			4,913,449,810
(2) 未収金	12,462,745,942		
貸倒引当金	<u>△67,668,547</u>	12,395,077,395	
(3) 前払金			1,389,860,000
(4) その他流動資産			<u>9,421,120</u>
流動資産合計			<u>18,707,808,325</u>
資産合計			<u><u>682,720,446,830</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			
ア 建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	216,175,816,456		
イ その他の企業債	<u>66,449,000,000</u>		
企業債合計			282,624,816,456
(2) リース債務			168,048,067
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	<u>970,629,121</u>		
引当金合計			<u>970,629,121</u>
固定負債合計			283,763,493,644

4 流動負債

(1) 企業債

建設改良費等の
ア 財源に充てる
ための企業債

41,191,227,501

イ その他の企業債

13,951,000,000

企業債合計

55,142,227,501

(2) リース債務

55,829,631

(3) 未払金

11,687,940,282

(4) 預り金

51,382,598

(5) 未払費用

240,350,943

(6) 前受金

5,082,620

(7) 引当金

ア 賞与引当金

238,372,870

引当金合計

238,372,870

流動負債合計

67,421,186,445

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額 89,768,187,141

収益化累計額 △40,230,779,113 49,537,408,028

イ 寄附金 1,301,497,014

収益化累計額 △727,000,697 574,496,317

ウ 国庫補助金 244,603,502,207

収益化累計額 △114,178,770,110 130,424,732,097

エ 県補助金 468,553,645

収益化累計額 △340,485,724 128,067,921

オ 負担金 2,921,055,558

収益化累計額 △1,540,784,828 1,380,270,730カ その他
長期前受金 99,269,183収益化累計額 △53,199,908 46,069,275

長期前受金合計

182,091,044,368

繰延収益合計

182,091,044,368

負債合計

533,275,724,457

資本の部

6 資本金		119,177,384,905
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
ア 受贈財産評価額	4,799,388,292	
イ 国庫補助金	18,358,955,727	
ウ その他 資本剰余金	<u>33,030,221</u>	
資本剰余金合計		23,191,374,240
(2) 利益剰余金		
ア 減債積立金	1,807,853,170	
イ 当年度未処分 利益剰余金	<u>5,268,110,058</u>	
利益剰余金合計		<u>7,075,963,228</u>
剰余金合計		<u>30,267,337,468</u>
資本合計		<u>149,444,722,373</u>
負債資本合計		<u><u>682,720,446,830</u></u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物	8～50年
構築物	10～65年
機械及び装置	6～50年
車両及び運搬具	2～6年
工具器具及び備品	2～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額のうち、汚水処理費相当額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる雨水処理費相当額は51,652,328円である。

なお、会計基準変更時の差異2,659,750,199円(一般会計が負担すると見込まれる額673,270,101円を除く。)については、平成26年度から5年にわたり均等額を費用処理している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給(支払)見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額は、当事業年度の費用として処理し、特定収入仮払消費税額については長期前受金と相殺している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 167,059,983円

リース債務 180,424,783円

(2) 受贈財産の受入れによる資産の取得

当事業年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

構築物 545,339,648円

地上権 7,757,007円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は145,589,358,000円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	13,567,248円
1年超	10,704,807円
計	24,272,055円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	55,829,631円
長期リース債務	168,048,067円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の貸倒れによる損失として18,609,600円を処理するため、貸倒引当金18,609,600円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として467,700,700円を支給するため、退職給付引当金375,563,662円を取り崩し、一般会計から雨水処理負担金として92,137,038円を繰り入れている。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として、782,174,187円を支給(支払)するため、賞与引当金237,976,371円を取り崩している。

平成28年度川崎市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	合計			
	円	円	円			
第1款 水道事業収益	34,427,538,000	0	34,427,538,000	34,430,352,532	2,814,532	
第1項 営業収益	30,806,829,000	0	30,806,829,000	30,789,342,025	△ 17,486,975	※1
第2項 営業外収益	3,616,747,000	0	3,616,747,000	3,616,094,271	△ 652,729	※2
第3項 特別利益	3,962,000	0	3,962,000	24,916,236	20,954,236	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 2,253,538,466 円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 148,004,485 円

支 出

区 分	予 算						決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 26条第3 項の規定 による 支出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額			
	円	円	円	円	円	円			
第1款 水道事業費用	35,127,517,000	0	0	0	0	35,127,517,000	32,870,168,942	0	2,257,348,058
第1項 営業費用	33,630,844,000	0	0	0	0	33,630,844,000	31,434,006,896	0	2,196,837,104
第2項 営業外費用	1,467,956,000	0	0	0	0	1,467,956,000	1,430,716,265	0	37,239,735
第3項 特別損失	18,717,000	0	0	0	0	18,717,000	5,445,781	0	13,271,219
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 1,436,207,467 円

※2 うち仮払消費税及び地方消費税 503,310 円

※3 うち仮払消費税及び地方消費税 373,615 円

※4 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 46,133,001円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額						予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額に係る 財源充当額	継続費連次 繰越額に係る 財源充当額	合 計		
第1款 水道事業 資本的収入	円 6,630,995,000	円 0	円 6,630,995,000	円 1,849,704,000	円 0	円 8,480,699,000	円 △ 2,686,053,064	
第1項 企業債	6,000,000,000	0	6,000,000,000	1,845,000,000	0	7,845,000,000	△ 2,603,000,000	※企業債収入減額内訳
第2項 出資金	18,000,000	0	18,000,000	0	0	18,000,000	0	(1) 翌年度へ繰下発行 する額 1,844,000,000円 (2) 不用額 759,000,000円
第3項 補助金	247,083,000	0	247,083,000	4,704,000	0	251,787,000	△ 47,325,238	
第4項 負担金	291,579,000	0	291,579,000	0	0	291,579,000	△ 49,171,976	※1
第5項 融資補償金 返還金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000	
第6項 固定資産 売却代金	74,313,000	0	74,313,000	0	0	74,313,000	13,464,150	※2
第7項 その他 資本的収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 9,303,544 円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 4,956,924 円

支出

区分	予						算			翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	修正予算額	予備費支出額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額	合計		
水道事業 資本的支出	12,947,118,000	0	0	0	12,947,118,000	2,764,378,356	0	15,711,496,356	11,814,264,858	2,280,022,451	0	2,280,022,451	1,617,209,047	
第1項 建設改良費	9,739,987,000	0	0	0	9,739,987,000	2,764,378,356	0	12,504,365,356	8,785,854,003	2,280,022,451	0	2,280,022,451	1,438,488,902	※1
第2項 投資	18,000,000	0	0	0	18,000,000	0	0	18,000,000	18,000,000	0	0	0	0	
第3項 企業債	3,155,002,000	0	0	0	3,155,002,000	0	0	3,155,002,000	2,984,572,653	0	0	0	170,429,347	
第4項 補助金 返還金	29,109,000	0	0	0	29,109,000	0	0	29,109,000	25,838,202	0	0	0	3,270,798	
第5項 融資補償金	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	
第6項 その他 資本的支出	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	
第7項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 586,516,010円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6,019,618,922円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 572,255,542円、減債積立金 1,373,099,581円、減価積立金 2,598,897,995円及び当年度分損益勘定留保資金 1,475,365,804円で補てんした。

平成28年度川崎市水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	24,626,441,097	
(2) 受託給水工事収益	7,151,059	
(3) その他受託工事収益	9,590,409	
(4) その他の営業収益	<u>3,892,620,994</u>	28,535,803,559

2 営業費用

(1) 原水費	745,243,471	
(2) 浄水費	1,015,860,271	
(3) 受水費	8,020,853,200	
(4) 配水費	1,570,434,885	
(5) 給水費	5,409,149,402	
(6) 受託給水工事費	67,335,052	
(7) その他受託工事費	9,398,600	
(8) 業務費	2,271,563,312	
(9) 総係費	1,481,783,933	
(10) 減価償却費	5,724,531,001	
(11) 資産減耗費	<u>3,681,646,302</u>	<u>29,997,799,429</u>
営業損失		1,461,995,870

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	7,665,909	
(2) 他会計補助金	85,358,311	
(3) 分担金	17,899,410	
(4) 水道利用加入金	1,704,600,000	
(5) 長期前受金戻入	838,181,287	
(6) 雑収益	<u>815,235,625</u>	3,468,940,542

4 営業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	1,083,470,036		
(2) 企業団繰出金	1,000,000		
(3) 雑支出	<u>34,246,826</u>	<u>1,118,716,862</u>	<u>2,350,223,680</u>
経常利益			888,227,810

5 特別利益

(1) 固定資産売却益	459,447		
(2) 過年度損益修正益	20,952,914		
(3) 長期前受金戻入	3,465,271		
(4) その他特別利益	<u>38,604</u>	24,916,236	

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>5,072,166</u>	<u>5,072,166</u>	<u>19,844,070</u>
--------------	------------------	------------------	-------------------

当年度純利益 908,071,880

前年度繰越利益剰余金 16,278,154,348

その他未処分
利益剰余金変動額 1,373,099,581

当年度未処分利益剰余金 18,559,325,809

平成28年度川崎市水道事業剰余金計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

	剰余金											資本合計			
	資本金				資本剰余金								利益剰余金		
	受贈財産 評価額	国県 補助金	一般会計 補助金	工事負担金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計						
前年度末残高	163,701,125	750,584	0	0	0	164,451,709	0	17,651,253,929	17,651,253,929	0	93,238,383,335				
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,373,099,581	△ 1,373,099,581	0	0				
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,373,099,581	△ 1,373,099,581	0	0				
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,373,099,581	△ 1,373,099,581	0	0				
処分後残高	163,701,125	750,584	0	0	0	164,451,709	0	16,278,154,348	16,278,154,348	0	93,238,383,335				
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,373,099,581	2,281,171,461	0	926,071,880				
一般会計出資金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,000,000				
減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,373,099,581	1,373,099,581	0	0				
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	908,071,880	0	908,071,880				
当年度末残高	163,701,125	750,584	0	0	0	164,451,709	0	18,559,325,809	18,559,325,809	0	94,164,455,215				

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成28年度川崎市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	75,440,677,697	164,451,709	18,559,325,809
議会の議決による処分数額	0	0	△ 908,071,880
減債積立金の積立て	0	0	△ 908,071,880
処分後残高	75,440,677,697	164,451,709	(繰越利益剰余金) 17,651,253,929

平成28年度川崎市水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		3,293,961,514	
イ 建 物	7,394,676,594		
減価償却累計額	<u>△3,950,391,099</u>	3,444,285,495	
ウ 構 築 物	250,002,417,872		
減価償却累計額	<u>△122,838,852,870</u>	127,163,565,002	
エ 機 械 及 び 装 置	24,906,458,272		
減価償却累計額	<u>△13,440,048,774</u>	11,466,409,498	
オ 車 両 運 搬 具	85,489,046		
減価償却累計額	<u>△56,160,225</u>	29,328,821	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	993,591,294		
減価償却累計額	<u>△779,440,407</u>	214,150,887	
キ リ ー ス 資 産	790,750,015		
減価償却累計額	<u>△83,791,389</u>	706,958,626	
ク 建 設 仮 勘 定		<u>2,032,433,075</u>	
有形固定資産合計			148,351,092,918

(2) 無形固定資産

ア 地 上 権		29,621,281	
イ 施 設 利 用 権		1,960,560,280	
ウ 庁 舎 使 用 権		6,538,000	
エ 電 話 加 入 権		5,392,170	
オ リ ー ス 資 産		11,739,000	
カ その他無形固定資産		<u>8,059,100</u>	
無形固定資産合計			2,021,909,831

(3) 投資その他の資産

ア 出 資 金		11,572,894,000	
イ 破 産 更 生 債 権 等	497,789		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 497,789</u>	<u>0</u>	

投資その他の 資産合計		<u>11,572,894,000</u>	
固定資産合計			161,945,896,749

2 流動資産

(1) 現金預金			14,002,706,141
(2) 未収金	2,857,837,835		
貸倒引当金	<u>△ 28,384,726</u>	2,829,453,109	
(3) 貯蔵品			717,294,394
(4) 前払費用			5,000
(5) 前払金		<u>370,350,000</u>	
流動資産合計			<u>17,919,808,644</u>
資産合計			<u>179,865,705,393</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			
建設改良費等の ア財源に充てる ための企業債		<u>55,461,626,938</u>	
企業債合計			55,461,626,938
(2) リース債務			607,233,167
(3) 引当金			
ア退職給付引当金		<u>4,510,307,480</u>	
引当金合計			<u>4,510,307,480</u>
固定負債合計			60,579,167,585

4 流動負債

(1) 企業債			
建設改良費等の ア財源に充てる ための企業債		<u>3,154,094,553</u>	
企業債合計			3,154,094,553
(2) リース債務			168,960,288
(3) 未払金			4,532,815,767
(4) 預り金			2,167,195,184
(5) 未払費用			69,285,477
(6) 前受金			1,823,043
(7) 引当金			

ア 賞与引当金	<u>357,077,464</u>	
引当金合計		<u>357,077,464</u>
流動負債合計		10,451,251,776

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額	6,883,644,579	
収益化累計額	<u>△3,132,644,296</u>	3,751,000,283
イ 国県補助金	2,647,083,491	
収益化累計額	<u>△378,428,807</u>	2,268,654,684
ウ 一般会計補助金	1,610,505,226	
収益化累計額	<u>△1,371,047,306</u>	239,457,920
エ 工事負担金	19,193,617,461	
収益化累計額	<u>△10,868,761,409</u>	8,324,856,052
オ その他長期前受金	139,986,004	
収益化累計額	<u>△53,124,126</u>	<u>86,861,878</u>
長期前受金合計		<u>14,670,830,817</u>
繰延収益合計		<u>14,670,830,817</u>
負債合計		85,701,250,178

資本の部

6 資本金		75,440,677,697
-------	--	----------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

ア 受贈財産評価額	163,701,125	
イ 国県補助金	<u>750,584</u>	
資本剰余金合計		164,451,709

(2) 利益剰余金

ア 当年度未処分利益剰余金	<u>18,559,325,809</u>	
利益剰余金合計		<u>18,559,325,809</u>
剰余金合計		<u>18,723,777,518</u>
資本合計		<u>94,164,455,215</u>
負債資本合計		<u>179,865,705,393</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法によっている(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による(ただし、取替資産については取替法による。)

(イ) 主な耐用年数

建物	3～60年
構築物	3～80年
機械及び装置	4～50年
車両運搬具	3～12年
工具器具及び備品	2～24年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給（支払）見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当事業年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の増減額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産の増加額 597,229,823円

リース資産の減少額 923,000円

リース債務の増加額 645,008,208円

リース債務の減少額 996,840円

(2) 受贈財産の受入れによる資産の取得

当事業年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

構築物 52,317,823円

地上権 585,224円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して

1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は2,026,455,334円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市水道事業会計は、水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	29,891,866円
1年超	25,377,441円
計	55,269,307円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	168,960,288円
長期リース債務	607,233,167円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の貸倒れによる損失として17,062,624円を処理するため、貸倒引当金17,062,624円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として484,269,910円を支給するため、退職給付引当金484,269,910円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として、1,157,622,702円を支給(支払)するため、賞与引当金359,116,044円を取り崩している。

平成28年度川崎市工業用水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	取 入			予 算 額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計				
				円	円			
第1款 工業用水道事業収益	7,794,191,000	0	0	7,794,191,000	円	7,888,413,907	94,222,907	
第1項 営業収益	7,543,290,000	0	0	7,543,290,000	円	7,606,858,770	63,568,770 ※1	
第2項 営業外収益	250,871,000	0	0	250,871,000	円	281,463,102	30,592,102 ※2	
第3項 特別利益	30,000	0	0	30,000	円	92,035	62,035	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 563,460,009 円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 718,902 円

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	合 計			
第1款 工業用水道事業費用	7,793,967,000	0	0	0	7,793,967,000	円	7,588,442,201	205,524,799	
第1項 営業費用	7,519,674,000	0	0	0	7,519,674,000	円	7,307,368,135	195,512,865 ※1、3	
第2項 営業外費用	264,283,000	0	0	0	264,283,000	円	281,074,066	1,934 ※2	
第3項 特別損失	10,000	0	0	0	10,000	円	0	10,000	
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	円	0	10,000,000	

※1 うち仮私消費税及び地方消費税 331,462,967 円

※2 うち仮私消費税及び地方消費税 17,468 円

※3 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 327,397,207 円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額に係る 財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
工業用水道事業 第1款 資本的収入	282,568,000	0	282,568,000	0	0	282,568,000	△ 20,993		
第1項 企 業 債	105,000,000	0	105,000,000	0	0	105,000,000	0		
第2項 補 助 金	133,856,000	0	133,856,000	0	0	133,856,000	△ 399		
第3項 負 担 金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000		
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	43,692,000	0	43,692,000	0	0	43,692,000	△ 594※1		
第5項 そ の 他 の 資 本 的 収 入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000		

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 3,236,400 円

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	費用 増減 支額	流用 増減 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費	合計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額			継続費	合計
工業用水道事業 資本的支出	円 2,580,239,000	円 0	円 0	円 0	円 2,580,239,000	円 472,975,423	円 0	円 3,053,214,423	円 320,637,686	円 0	円 320,637,686	円 315,649,148	
第1項 建設改良費	円 1,768,870,000	円 0	円 0	円 0	円 1,768,870,000	円 472,975,423	円 0	円 2,241,845,423	円 320,637,686	円 0	円 320,637,686	円 201,809,725 ※1	
第2項 企業債 償還金	円 806,349,000	円 0	円 0	円 0	円 806,349,000	円 0	円 0	円 806,349,000	円 0	円 0	円 0	円 108,819,423	
第3項 補助 返還金	円 10,000	円 0	円 0	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 0	円 10,000	
第4項 其 他の資本 的支出	円 10,000	円 0	円 0	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 0	円 10,000	
第5項 予備 費	円 5,000,000	円 0	円 0	円 0	円 5,000,000	円 0	円 0	円 5,000,000	円 0	円 0	円 0	円 5,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 122,680,323 円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,134,380,582円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 119,368,964円、減償積立金 697,529,577円及び過年度分損益勘定留保資金 1,317,482,041円
で補てんした。

平成28年度川崎市工業用水道事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	7,032,833,943	
(2) その他の営業収益	<u>10,564,818</u>	7,043,398,761

2 営業費用

(1) 原水費	3,376,444,226	
(2) 浄水費	738,023,018	
(3) 配水費	260,760,580	
(4) 給水費	29,868,124	
(5) 総係費	436,932,345	
(6) 減価償却費	946,155,469	
(7) 資産減耗費	<u>1,187,721,406</u>	<u>6,975,905,168</u>

営業利益 67,493,593

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	8,609,669	
(2) 他会計補助金	42,186,901	
(3) 長期前受金戻入	144,745,871	
(4) 雑収益	<u>85,201,759</u>	280,744,200

4 営業外費用

(1) 支払利息及び
企業債取扱諸費

170,866,357

(2) 雑支出
経常利益170,298171,036,655109,707,545

177,201,138

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益

92,03592,03592,035

当年度純利益

177,293,173

前年度繰越利益剰余金

5,983,593,663

その他未処分
利益剰余金変動額697,529,577

当年度未処分利益剰余金

6,858,416,413

平成28年度川崎市工業用水道事業剰余金計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

	剰余金										資本合計
	資本剰余金					利益剰余金					
	受贈財産 評価額	国県 補助金	一般会計 補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計			
前年度未残高	0	40,714,290	0	0	40,714,290	66,150,881	6,726,370,016	6,792,520,897			17,723,708,669
前年度処分額	0	0	0	0	0	742,776,353	△ 742,776,353	0			0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	742,776,353	△ 742,776,353	0			0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	742,776,353	△ 742,776,353	0			0
処分後残高	10,890,473,482	40,714,290	0	0	40,714,290	808,927,234	(繰越利益剰余金) 5,983,593,663	6,792,520,897			17,723,708,669
当年度変動額	0	0	0	0	0	△ 697,529,577	874,822,750	177,293,173			177,293,173
減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	△ 697,529,577	697,529,577	0			0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	177,293,173	177,293,173			177,293,173
当年度未残高	10,890,473,482	40,714,290	0	0	40,714,290	111,397,657	(当年度未処分利益剰余金) 6,858,416,413	6,969,814,070			17,901,001,842

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成28年度川崎市工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,890,473,482	40,714,290	6,858,416,413
議会の議決による処分額	0	0	△ 177,293,173
減債積立金の積立て	0	0	△ 177,293,173
処分後残高	10,890,473,482	40,714,290	(繰越利益剰余金) 6,681,123,240

平成28年度川崎市工業用水道事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		571,587,237	
イ 建 物	3,107,697,758		
減価償却累計額	<u>△1,100,568,595</u>	2,007,129,163	
ウ 構 築 物	30,487,295,342		
減価償却累計額	<u>△18,876,578,140</u>	11,610,717,202	
エ 機 械 及 び 装 置	11,547,401,257		
減価償却累計額	<u>△5,738,514,172</u>	5,808,887,085	
オ 車 両 運 搬 具	1,612,617		
減価償却累計額	<u>△1,495,480</u>	117,137	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	110,095,132		
減価償却累計額	<u>△87,732,945</u>	22,362,187	
キ リ ー ス 資 産	58,489,098		
減価償却累計額	<u>△8,549,807</u>	49,939,291	
ク 建 設 仮 勘 定		<u>66,189,101</u>	
有形固定資産合計			20,136,928,403

(2) 無形固定資産

ア 施 設 利 用 権		1,737,541,364	
イ 電 話 加 入 権		296,559	
ウ その他無形固定資産		<u>1,613,850</u>	
無形固定資産合計			1,739,451,773

(3) 投資その他の資産

ア そ の 他 投 資		<u>1,000,000,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,000,000,000</u>
固定資産合計			22,876,380,176

2 流動資産

(1) 現金預金	6,405,986,370	
(2) 未収金	1,248,937,061	
(3) 貯蔵品	7,713,083	
(4) 前払金	<u>51,995,840</u>	
流動資産合計		<u>7,714,632,354</u>
資産合計		<u>30,591,012,530</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>8,842,563,759</u>	
企業債合計		8,842,563,759
(2) リース債務		41,800,796
(3) 引当金		
ア 退職給付引当金	<u>700,715,450</u>	
引当金合計		<u>700,715,450</u>
固定負債合計		9,585,080,005

4 流動負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>680,894,002</u>	
企業債合計		680,894,002
(2) リース債務		12,133,608
(3) 未払金		1,412,169,600
(4) 預り金		9,981,386
(5) 未払費用		9,390,713
(6) 前受金		63,360
(7) 引当金		
ア 賞与引当金	<u>54,925,164</u>	
引当金合計		<u>54,925,164</u>
流動負債合計		2,179,557,833

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額	141,221,636		
収益化累計額	<u>△106,471,351</u>	34,750,285	
イ 国 県 補 助 金	1,013,223,521		
収益化累計額	<u>△566,950,368</u>	446,273,153	
ウ 一般会計補助金	1,422,305,612		
収益化累計額	<u>△1,315,213,750</u>	107,091,862	
エ 工 事 負 担 金	3,555,194,115		
収益化累計額	<u>△3,217,936,565</u>	<u>337,257,550</u>	
長期前受金合計			<u>925,372,850</u>
繰延収益合計			<u>925,372,850</u>
負債合計			12,690,010,688

資 本 の 部

6 資 本 金 10,890,473,482

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 国 県 補 助 金	<u>40,714,290</u>	
資本剰余金合計		40,714,290

(2) 利益剰余金

ア 減 債 積 立 金	111,397,657	
イ 当 年 度 未 処 分		
利益剰余金	<u>6,858,416,413</u>	
利益剰余金合計		<u>6,969,814,070</u>
剰 余 金 合 計		<u>7,010,528,360</u>
資 本 合 計		<u>17,901,001,842</u>
負 債 資 本 合 計		<u>30,591,012,530</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法によっている（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	8～80年
機械及び装置	4～60年
車両運搬具	3～12年
工具器具及び備品	2～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給（支払）見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当事業年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 32,656,794円

リース債務 35,269,337円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,616,722,309円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市工業用水道事業会計は、工業用水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	4,337,696円
1年超	6,170,715円
計	10,508,411円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	12,133,608円
長期リース債務	41,800,796円

(2) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として189,500,670円を支給するため、退職給付引当金189,500,670円を取り崩している。

(3) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として、187,066,031円を支給(支払)するため、賞与引当金57,910,113円を取り崩している。

平成28年度川崎市自動車運送事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予			算			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	合計	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額に 係る財源充当額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額に 係る財源充当額	合計			
自動車運送 事業収入	10,049,056,000	0	10,049,056,000	0	0	10,049,056,000	9,813,559,436	235,496,564	
第1項 営業収益	8,586,612,000	0	8,586,612,000	0	0	8,586,612,000	8,449,154,750	137,457,250	※1
第2項 営業外収益	1,461,049,000	0	1,461,049,000	0	0	1,461,049,000	1,360,743,915	100,305,085	※2
第3項 特別利益	1,395,000	0	1,395,000	0	0	1,395,000	3,660,771	2,265,771	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 513,165,213円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 1,226,323円

支出

区分	予			算			決算額	地方公営 企業法第 26条第 2項の規 定による 繰越額	備考
	当初予算額	補正予算額	合計	地方公営 企業法第 24条第 3項の規 定による 繰越額	地方公営 企業法第 26条第 2項の規 定による 繰越額	合計			
自動車運送 事業費用	9,958,926,000	0	9,958,926,000	0	0	9,958,926,000	9,532,496,936	426,429,064	
第1項 営業費用	9,614,407,000	0	9,614,407,000	0	0	9,608,080,000	9,190,989,428	417,090,572	※3
第2項 営業外費用	333,019,000	0	333,019,000	0	0	339,346,000	339,343,468	2,552	※4
第3項 特別損失	1,500,000	0	1,500,000	0	0	3,665,000	2,164,040	1,500,960	
第4項 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	7,835,000	0	7,835,000	

※3 うち仮払消費税及び地方消費税 214,829,938円

※4 うち仮払消費税及び地方消費税 20,886円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						予 算 額 に 比 べ 増 減 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定に係る繰越額に充てる財源当額	継続費に充てる繰越額	合 計		
第1款 自動車運送事業的収入	527,923,000	0	527,923,000	3,000,000	0	530,923,000	213,583,974	企業債収入減額内訳 (1)翌年度へ繰下発行する額 33,000,000円 (2)不用額 168,000,000円 計 201,000,000円
第1項 企業債	490,000,000	0	490,000,000	3,000,000	0	493,000,000	201,000,000	
第2項 国庫補助金	2,823,000	0	2,823,000	0	0	2,823,000	790,000	
第3項 県交付金	4,696,000	0	4,696,000	0	0	4,696,000	149,000	
第4項 一般会計補助金	29,194,000	0	29,194,000	0	0	29,194,000	13,517,800	
第5項 固定資産売却代金	5,000	0	5,000	0	0	5,000	5,000	
第6項 その他の資本的収入	1,205,000	0	1,205,000	0	0	1,205,000	174	(うち仮受消費税及び 地方消費税 89,246円)

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額		備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費に充てる繰越額	合 計	不 用 額		
第1款 自動車運送事業的支出	955,623,000	0	0	955,623,000	7,992,000	0	963,615,000	34,851,600	179,747,337	(うち仮払消費税 及び地方消費税 26,743,184円)
第1項 建設改良費	556,373,000	0	0	556,373,000	7,992,000	0	564,365,000	34,851,600	169,747,337	
第2項 企業債償還金	389,250,000	0	0	389,250,000	0	0	389,250,000	0	0	
第3項 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0	10,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 431,677,037円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,653,938円及び当年度分損益勘定留保資金 405,023,099円で補てんした。

平成28年度川崎市自動車運送事業損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

1 営 業 収 益

(1) 運 輸 収 益	7,823,948,911	
(2) 運 輸 雑 収 益	<u>112,040,626</u>	7,935,989,537

2 営 業 費 用

(1) 諸 構 築 物 保 存 費	99,535,202	
(2) 車 両 保 存 費	681,960,652	
(3) 運 転 費	4,475,002,886	
(4) 運 輸 管 理 費	2,687,051,400	
(5) 一 般 管 理 費	733,833,247	
(6) 自 動 車 重 量 税	12,754,400	
(7) 減 価 償 却 費	<u>286,021,703</u>	<u>8,976,159,490</u>

営 業 損 失

1,040,169,953

3 営 業 外 収 益

(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,936	
(2) 他 会 計 補 助 金	760,614,962	
(3) 負 担 金	441,311,000	
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	44,125,879	
(5) 雑 収 益	<u>113,458,815</u>	1,359,517,592

4 営 業 外 費 用

(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,623,865	
(2) 雑 支 出	<u>64,811,943</u>	<u>66,435,808</u>
		<u>1,293,081,784</u>

経 常 利 益

252,911,831

5 特 別 利 益

(1) 過年度損益修正益	<u>3,660,771</u>	3,660,771
--------------	------------------	-----------

6 特 別 損 失

(1) 過年度損益修正損	<u>2,164,040</u>	<u>2,164,040</u>	<u>1,496,731</u>
--------------	------------------	------------------	------------------

当年度純利益			254,408,562
--------	--	--	-------------

前年度繰越欠損金			2,548,108,793
----------	--	--	---------------

その他未処分 利益剰余金変動額			<u>0</u>
--------------------	--	--	----------

当年度未処理欠損金			<u><u>2,293,700,231</u></u>
-----------	--	--	-----------------------------

平成28年度川崎市自動車運送事業剰余金計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金						資本合計
		資本剰余金		剰余金		欠損金		
		受贈財産の価額	評価額	資本剰余金の合計	剰余金の合計	未処理欠損金	欠損金合計	
前年度末残高	274,399,113	586,803,875	0	0	586,803,875	△ 2,548,108,793	△ 2,548,108,793	△ 1,686,905,805
処分後残高	274,399,113	586,803,875	0	0	586,803,875	△ 2,548,108,793 <small>(繰越欠損金)</small>	△ 2,548,108,793	△ 1,686,905,805
当年度変動額	0	0	0	0	0	254,408,562	254,408,562	254,408,562
当年度純利益	0	0	0	0	0	254,408,562	254,408,562	254,408,562
当年度末残高	274,399,113	586,803,875	0	0	586,803,875	△ 2,293,700,231 <small>(当年度未処理欠損金)</small>	△ 2,293,700,231	△ 1,432,497,243

(注) この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

平成28年度川崎市自動車運送事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剩 余 金	未 処 理 欠 損 金
当 年 度 末 残 高	274,399,113	586,803,875	△ 2,293,700,231
処 理 後 残 高	274,399,113	586,803,875	(繰越欠損金) △ 2,293,700,231

(注)この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

平成28年度川崎市自動車運送事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地		2,074,792,606	
イ 建 物	1,838,410,518		
減価償却累計額	<u>△ 1,298,995,494</u>	539,415,024	
ウ 構 築 物	809,933,529		
減価償却累計額	<u>△ 653,507,375</u>	156,426,154	
エ 車 両	8,419,478,945		
減価償却累計額	<u>△ 7,698,694,347</u>	720,784,598	
オ 機 械 装 置	23,373,850		
減価償却累計額	<u>△ 13,037,436</u>	10,336,414	
カ 工具器具及び備品	709,272,221		
減価償却累計額	<u>△ 519,489,852</u>	189,782,369	
キ リース資産	3,498,000		
減価償却累計額	<u>△ 699,600</u>	2,798,400	
ク 建設仮勘定		<u>63,170,038</u>	
有形固定資産合計			3,757,505,603

(2) 無 形 固 定 資 産

ア 電 話 加 入 権		800,800	
イ 施 設 利 用 権		1,062,937	
ウ 無 形 固 定 資 産		<u>17,580,026</u>	
無形固定資産合計			19,443,763

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

ア そ の 他 投 資		<u>1,575,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,575,000</u>

固定資産合計 3,778,524,366

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		372,992,168	
(2) 未 収 金		874,861,429	
(3) 前 払 費 用		15,956,380	
(4) 前 払 金		19,504,800	

(5) その他流動資産	<u>225,051</u>	
流動資産合計		<u>1,283,539,828</u>
資産合計		<u><u>5,062,064,194</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の 財源に充てるための企業債	<u>441,500,000</u>		
企業債合計		441,500,000	
(2) リース債務		2,266,704	
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	<u>4,020,040,180</u>		
引当金合計		<u>4,020,040,180</u>	
固定負債合計			4,463,806,884
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の 財源に充てるための企業債	<u>211,000,000</u>		
企業債合計		211,000,000	
(2) リース債務		755,568	
(3) 未払金		957,351,563	
(4) 未払費用		123,076,755	
(5) 前受金		134,611,810	
(6) 引当金			
ア 賞与引当金	<u>329,360,956</u>		
引当金合計		329,360,956	
(7) その他流動負債		<u>41,681,749</u>	
流動負債合計			1,797,838,401
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
ア 受贈財産評価額	258,272,071		
収益化累計額	<u>△ 181,556,530</u>	76,715,541	

イ 国庫補助金	569,482,732	
収益化累計額	<u>△ 531,388,298</u>	38,094,434
ウ 県交付金	79,956,315	
収益化累計額	<u>△ 58,716,062</u>	21,240,253
エ 一般会計補助金	1,015,487,096	
収益化累計額	<u>△ 936,606,035</u>	78,881,061
オ その他長期前受金	37,912,366	
収益化累計額	<u>△ 19,927,503</u>	<u>17,984,863</u>
繰延収益合計		<u>232,916,152</u>
負債合計		<u>6,494,561,437</u>

資 本 の 部

6 資 本 金		274,399,113
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 受贈財産評価額	<u>586,803,875</u>	
資本剰余金合計		586,803,875
(2) 欠 損 金		
ア 当年度未処理欠損金	<u>2,293,700,231</u>	
欠損金合計		<u>2,293,700,231</u>
剰余金合計		<u>△ 1,706,896,356</u>
資本合計		<u>△ 1,432,497,243</u>
負債資本合計		<u>5,062,064,194</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 定額法または定率法による。（平成10年4月1日以後に取得した建物にあつては、定額法。）

(イ) 主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	3～60年
車両	5年
機械装置	13～17年
工具器具及び備品	3～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、

破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当事業年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 3,498,000 円

リース債務 3,777,840 円

3 貸借対照表に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市自動車運送事業会計は、本市及び本市周辺の区域内における市バス事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 677,628円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務 755,568円

長期リース債務 2,266,704円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の貸倒れによる損失として151,636円を処理するため、貸倒引当金151,636円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として367,217,310円を支給するため、退職給付引当金367,217,310円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として1,031,342,498円を支給するため、賞与引当金325,060,799円を取り崩している。

川崎市告示第513号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成29年9月1日招集の平成29年第3回川崎市議会定例会において、平成29年10月6日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀 彦

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市一般会計補正予算（追加提出分）

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1,499,994千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,755,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成29年9月1日提出

川崎市長 福田 紀 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		千円 124,828,492	千円 611,812	千円 125,440,304
	1 国 庫 負 担 金	98,951,915	554,678	99,506,593
	2 国 庫 補 助 金	25,301,822	57,134	25,358,956
18 県 支 出 金		24,870,818	282,455	25,153,273
	1 県 負 担 金	16,840,368	277,337	17,117,705
	2 県 補 助 金	5,368,723	5,118	5,373,841
19 財 産 収 入		2,805,891	16	2,805,907
	1 財 産 運 用 収 入	1,771,771	16	1,771,787
21 繰 入 金		46,643,893	605,711	47,249,604
	1 基 金 繰 入 金	43,086,894	605,711	43,692,605
歳 入 合 計		709,255,454	1,499,994	710,755,448

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 こども未来費		千円 104,384,563	千円 1,412,608	千円 105,797,171
	2 こども支援費	60,277,102	1,412,608	61,689,710
6 環 境 費		19,807,674	77,512	19,885,186
	1 環 境 管 理 費	1,649,909	77,512	1,727,421
7 経 済 労 働 費		27,361,131	7,714	27,368,845
	4 農 業 費	224,317	7,714	232,031
13 教 育 費		95,332,390	2,160	95,334,550
	6 社 会 教 育 費	3,307,974	2,160	3,310,134
歳 出 合 計		709,255,454	1,499,994	710,755,448

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成29年度公共施設管理運営事業費	平成30年度から平成33年度まで	千円 1,244,650	平成29年度から平成33年度まで	千円 1,996,169

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
平成29年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ508,169千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
平成29年9月1日提出
川崎市長 福田紀彦

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		千円 225,059	千円 23,463	千円 248,522
	1 繰越金	225,059	23,463	248,522
歳 入 合 計		484,706	23,463	508,169

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 259,677	千円 23,463	千円 283,140
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	259,677	23,463	283,140
歳 出 合 計		484,706	23,463	508,169

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
平成29年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ15,145,621千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
平成29年9月1日提出
川崎市長 福田紀彦

後期高齢者医療事業特別会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 2	千円 725,887	千円 725,889
	1 繰越金	2	725,887	725,889
歳 入 合 計		14,419,734	725,887	15,145,621

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 14,251,322	千円 708,102	千円 14,959,424
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	14,251,322	708,102	14,959,424
3 諸 支 出 金		36,467	17,785	54,252
	1 償還金及び還付加算金	36,467	17,785	54,252
歳 出 合 計		14,419,734	725,887	15,145,621

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ240,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

公害健康被害補償事業特別会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 9,901	千円 138,872	千円 148,773
	1 繰 越 金	9,901	138,872	148,773
歳 入 合 計		101,423	138,872	240,295

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 害 健 康 被 害 補 償 事 業 費		千円 101,423	千円 138,872	千円 240,295
	1 公 害 健 康 被 害 補 償 事 業 費	101,423	138,872	240,295
歳 出 合 計		101,423	138,872	240,295

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,531,894千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,795,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

介護保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県 支 出 金		千円 13,162,691	千円 △60,279	千円 13,102,412
	1 県 負 担 金	12,408,504	△60,279	12,348,225
6 支 払 基 金 交 付 金		25,317,602	△159,133	25,158,469
	1 支 払 基 金 交 付 金	25,317,602	△159,133	25,158,469
9 繰 越 金		2	1,751,306	1,751,308
	1 繰 越 金	2	1,751,306	1,751,308
歳 入 合 計		94,263,107	1,531,894	95,795,001

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 2,096,530	千円 479,746	千円 2,576,276
	1 総 務 管 理 費	2,096,530	479,746	2,576,276
6 基 金 積 立 金		48,145	1,052,148	1,100,293
	1 基 金 積 立 金	48,145	1,052,148	1,100,293
歳 出 合 計		94,263,107	1,531,894	95,795,001

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計補
正予算

平成29年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
22,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
港湾整備事業特別会計

それぞれ2,382,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 越 金		千円 1	千円 22,190	千円 22,191
	1 繰 越 金	1	22,190	22,191
歳 入 合 計		2,360,059	22,190	2,382,249

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸 支 出 金		千円 683,880	千円 22,190	千円 706,070
	1 積 立 金	80,239	22,190	102,429
歳 出 合 計		2,360,059	22,190	2,382,249

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ
れ308,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ711,063,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第
1表歳入歳出予算補正」による

平成29年10月5日提出

川崎市長 福田紀彦

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 県 支 出 金		千円 25,153,273	千円 308,361	千円 25,461,634
	3 委 託 金	2,661,727	308,361	2,970,088
歳 入 合 計		710,755,448	308,361	711,063,809

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 47,900,362	千円 308,361	千円 48,208,723
	2 総 務 管 理 費	7,997,336	74,414	8,071,750
	6 選 挙 費	665,933	233,947	899,880
歳 出 合 計		710,755,448	308,361	711,063,809

川崎市告示第514号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第515号

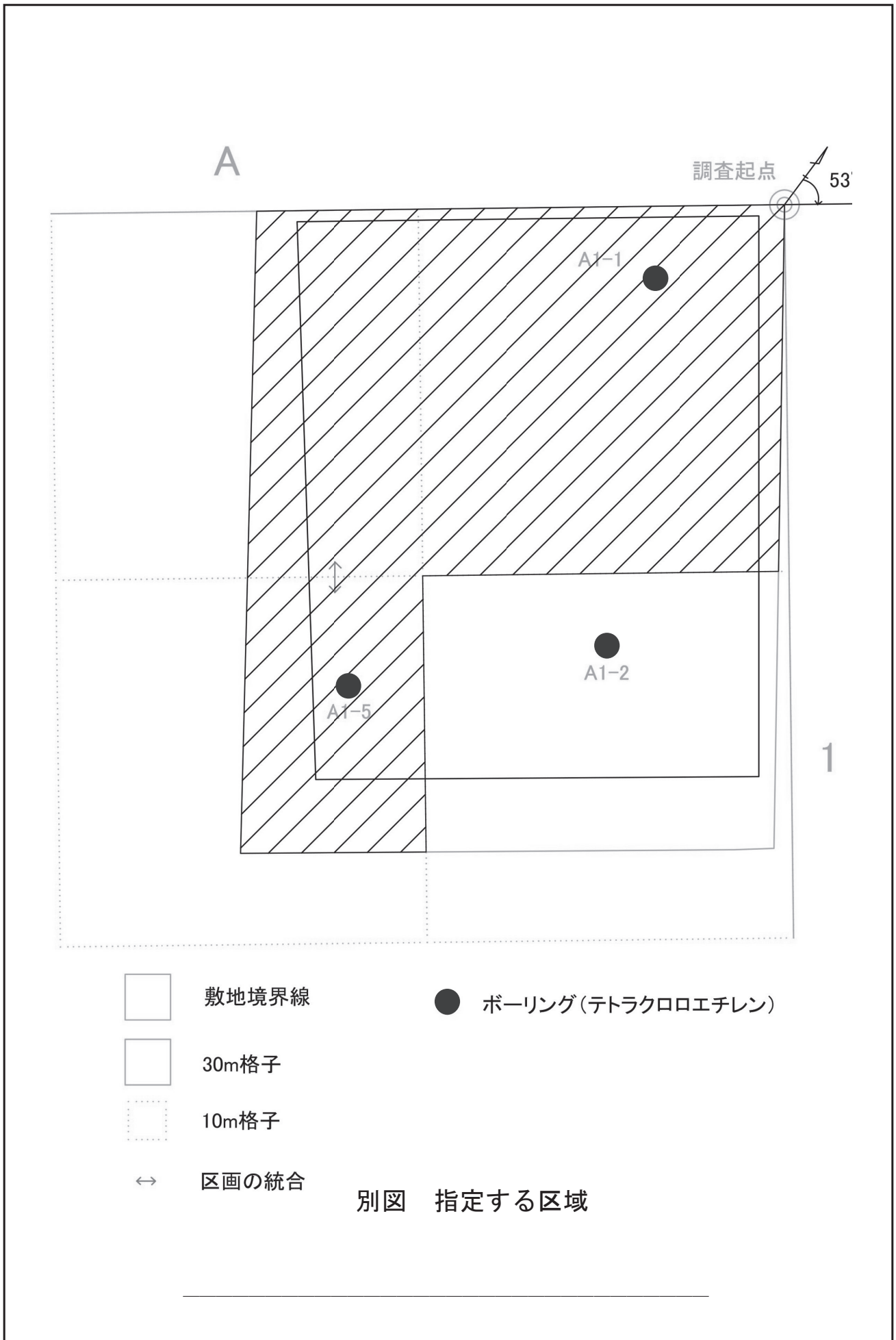
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年10月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定する区域
中原区木月1丁目423番1の一部
(別図のとおり)
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン



川崎市告示第516号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成29年10月11日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
46	井 田 第129号線	中原区井田2丁目1237番5先	
		中原区井田2丁目1238番6先	
47	馬 絹 第192号線	宮前区馬絹746番6先	
		宮前区馬絹526番11先	
48	宿 河 原 第292号線	多摩区宿河原2丁目214番7先	
		多摩区宿河原2丁目214番10先	

川崎市告示第517号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月11日から平成29年10月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月11日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
		終 点			
46	井 田 第129号線	中原区井田2丁目1237番5先	4.50	20.01	
		中原区井田2丁目1238番6先			
47	馬 絹 第192号線	宮前区馬絹746番6先	4.50	33.85	
		宮前区馬絹526番11先	4.68		
48	宿 河 原 第292号線	多摩区宿河原2丁目214番7先	4.50	20.10	
		多摩区宿河原2丁目214番10先			

川崎市告示第518号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成29年10月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月11日から平成29年10月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月11日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
46	井 田 第129号線	中原区井田2丁目1237番5先	
		中原区井田2丁目1238番6先	
47	馬 絹 第192号線	宮前区馬絹746番6先	
		宮前区馬絹526番11先	
48	宿 河 原 第292号線	多摩区宿河原2丁目214番7先	
		多摩区宿河原2丁目214番10先	

川崎市告示第519号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成29年10月11日

川崎市市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
49	千代ヶ丘 第15号線	麻生区千代ヶ丘9丁目1104番1先	
		麻生区千代ヶ丘9丁目2番3先	
50	高 石 第23号線	麻生区高石3丁目11番3先	
		麻生区高石3丁目10番6先	

川崎市告示第520号

東扇島地先の公有水面埋立てについて、川崎港港湾管理者へ出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき次のとおり告示し、告示日から起算して3週間、関係図書を公衆の縦覧に供します。

なお、本埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間中に限り意見書の提出をすることができます。

平成29年10月13日

川崎港港湾管理者 川崎市

代表者 川崎市市長 福田 紀彦

1 出願人

所在地 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
 名称 川崎市
 代表者氏名 川崎市長 福田 紀彦

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 神奈川県川崎市川崎区東扇島32番1、32番2、81番1及び82番の地先公有水面

イ 面積 131,937.59㎡

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 神奈川県川崎市川崎区東扇島32番1、32番2、81番1、81番2及び82番の地内並びに同東扇島32番1、32番2、81番1及び82番の地先公有水面

イ 面積 438,545.74㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地、保管施設用地

4 出願年月日

平成29年10月11日

5 関係図書の縦覧

(1) 縦覧の場所

川崎市川崎区東扇島38-1
 川崎マリエン業務棟4階
 川崎市川崎区駅前本町12-1
 川崎駅前タワー・リパーク20階

(2) 縦覧期間

平成29年10月13日から平成29年11月2日まで
 (土曜日、日曜日は除く)

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出先

川崎市川崎区東扇島38-1
 川崎マリエン業務棟4階
 川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課
 電話044(287)6024

川崎市告示第521号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月13日から平成29年10月27日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	麻 生 第5号線	川崎市麻生区東百合丘3丁目7699番1先 川崎市麻生区東百合丘3丁目7698番15先	10.03 ～ 14.47	26.54	
新	麻 生 第5号線	川崎市麻生区東百合丘3丁目7694番4先 川崎市麻生区東百合丘3丁目7694番6先	14.58 ～ 17.29	26.54	

川崎市告示第522号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年10月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月13日から平成29年10月27日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
麻 生 第5号線	川崎市麻生区東百合丘3丁目7694番4先 川崎市麻生区東百合丘3丁目7694番6先	

公 告

川崎市公告第537号

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る事後調査報告書(供用時その1)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年10月2日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

東京都港区芝五丁目26番24号
 株式会社東京機械製作所
 代表取締役社長 木船 正彦

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル
 住友不動産株式会社
 代表取締役社長 仁島 浩順

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

2 指定開発行為の名称及び種類

- (1) 名称
株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画
- (2) 種類
高層建築物の新設(第1種行為)
住宅団地の新設(第2種行為)
商業施設の新設(第1種行為)
大規模建築物の新設(第1種行為)

3 事後調査報告書(供用時その1)の要旨

- (1) 指定開発行為の概要
 - ア 指定開発行為者
 - イ 指定開発行為の名称及び種類
 - ウ 指定開発行為を実施する区域
 - エ 指定開発行為の目的及び内容
 - オ 指定開発行為の実施状況
- (2) 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
 - ア 事後調査の目的
 - イ 事後調査の内容
 - ウ 調査実施者(業務受託者)
- (3) 環境保全のための措置の実施状況
 - ア 騒音
 - イ 風害
 - ウ 地域交通(交通混雑)
- (4) 事後調査結果
 - ア 騒音
 - イ 風害

ウ 地域交通(交通混雑)

4 事後調査報告書(供用時その1)の写しの縦覧期間、場所及び時間

- (1) 期 間
平成29年10月2日(月)から平成29年10月31日(火)まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- (2) 場 所
中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)
- (3) 時 間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第538号

平成29年9月22日川崎市公告第523号を次のとおり訂正します。

平成29年10月2日

川崎市長 福田紀彦

誤

案件1及び案件2

履行期限 平成29年1月31日

正

案件1及び案件2

履行期限 平成30年1月31日

川崎市公告第539号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月2日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道多摩第12号線道路改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅馬場4丁目4934番1地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月17日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 幸区内道路補修(緊急その2)工事
	履 行 場 所 川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市幸区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月17日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 市道古市場84号線道路補修(L型側溝)工事
	履 行 場 所 川崎市幸区古市場2丁目89番地先他1箇所
	履 行 期 限 契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>

参加資格	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月17日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第540号

川崎都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年10月3日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分

川崎市 幸区	小倉1丁目及び南加瀬2丁目地内
中原区	井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、下小田中3丁目及び下小田中5丁目地内
高津区	久地4丁目、子母口及び諏訪3丁目地内
宮前区	有馬7丁目、菅生1丁目、菅生4丁目、菅生6丁目、平2丁目、平4丁目、野川、初山1丁目及び馬絹1丁目地内
多摩区	生田8丁目、宿河原6丁目、菅稲田堤3丁目、菅仙谷2丁

目、菅馬場1丁目、堰3丁目及び長尾4丁目地内

麻生区 岡上、下麻生1丁目、千代ヶ丘8丁目、千代ヶ丘9丁目、東百合丘1丁目、東百合丘2丁目、東百合丘3丁目、東百合丘4丁目、古沢及び向原1丁目地内

- 3 都市計画の案の縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎隣り 明治安田生命川崎ビル5階)
川崎市経済労働局農業振興センター
(高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階)
- 4 縦覧期間
平成29年10月3日から平成29年10月17日まで

川崎市公告第541号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年10月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区東百合丘四丁目7346番151
ほか1筆
1,489平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区南軽井沢5番地1

株式会社あさひハウジングセンター
 代表取締役 高村 明彦
 3 予定建築物の用途
 一戸建ての住宅
 計画戸数：10戸
 4 開発許可年月日及び許可番号
 平成29年4月24日
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第9号

川崎市公告第542号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市中原区小杉町二丁目228番1
 ほか4筆(第1工区)
 149平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都中央区銀座六丁目17番1号
 三井不動産レジデンシャル株式会社
 代表取締役 藤林 清隆
 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8

JX不動産株式会社
 代表取締役 稲葉 慎司
 3 予定建築物の用途
 共同住宅・飲食店舗・学習塾・集会場・保育所・診療所
 計画戸数：2戸
 4 開発許可年月日及び許可番号
 平成26年7月9日
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第63号
 平成27年2月26日
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第201号(変更)
 平成27年5月22日
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第18号(変更)
 平成27年9月11日
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第70号(変更)
 平成29年4月14日
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第5号(変更)
 平成29年8月2日
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第56号(変更)

川崎市公告第543号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 日進町高架下自転車駐車場新築その他工事
	履行場所 川崎市川崎区日進町28番地1
	履行期限 契約の日から平成30年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (8) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 (9) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積1,300㎡以上の1棟からなる建築物の新築、改築又は増築工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月13日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件2)	
競争入札に付する事項	件 名 下小田中小学校校舎増築電気その他設備工事
	履行場所 川崎市中原区下小田中3丁目35番1号
	履行期限 契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月13日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 下小田中小学校校舎増築衛生その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市中原区下小田中3丁目35番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月13日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 塚越中学校校舎増築工事
	履 行 場 所 川崎市幸区塚越1丁目60番地
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。</p>

参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月13日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	新城こども文化センター・新城老人いこいの家外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区下新城1丁目2番4号
	履行期限	契約の日から平成30年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	平成29年10月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	道路照明設置その7工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区鷺沼2丁目10番地先他3箇所
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年10月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	生涯学習プラザ空気調和その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区今井南町28番41号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月6日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	有馬第2住宅新築第2号電気設備工事
	履行場所	川崎市宮前区東有馬4丁目3086-10 3086-12
	履行期限	契約の日から平成31年1月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	井田小学校校舎増築その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区井田中ノ町29番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月13日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

川崎市公告第544号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成29年10月5日

川崎市長 福田 紀 彦

1 業務名

平成29年度介護職員に係るたんの吸引等研修事業委託

2 事業概要

本事業は、受託者において、たんの吸引等に係る第1号研修及び第2号研修について神奈川県に登録研修機関としての登録を行うとともに、市内介護保険サービス施設・事業所の介護職員に対して研修を実施する

ことにより、不特定多数の方にたんの吸引等を行える介護職員の確保を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

4 応募資格

以下をすべて満たすこと。

- (1) 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 医療・介護従事者又は従事予定者を対象として、医療又は介護技術に係る何らかの研修について開催実績を有すること。

(4) 本事業について、第1号研修及び第2号研修の実施に係る神奈川県登録研修機関に登録している、または登録見込みであること。

(5) その他、本事業について確実に履行することができること。

5 評価項目

(1) 研修の構成

ア 事業提案の狙い

イ 受講定員

ウ 研修会場

エ 受講生の募集方法

オ 自所属で実地研修を行えない者への配慮

カ 研修スケジュール

(2) 事業執行体制

キ 事業の円滑な運営体制

ク 個人情報の管理

ケ 事業費の積算

(3) 応募者自身に関する項目

コ 類似事業の実績(重点項目)

サ 組織・管理体制等(重点項目)

6 担当部署

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

7 応募書類等

(1) 配布期間

平成29年10月5日(木)から平成29年10月18日(水)まで

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館10階

(川崎市インターネットホームページからもダウンロード可能)

(3) 提出書類

次の書類にインデックスを付したものを、7部(原本1部+写し6部)作成して、「公募参加申込書(様式1)」と一緒に提出してください。

ア 応募者の紹介に関する書類

(ア) 応募者が運営する他の事業の実績が分かる資料

(イ) 応募者の組織等に関する資料

a 定款又は寄附行為

b 平成27年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

c その他、応募者の組織、業務管理体制等が分かる資料

(ウ)「コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)」

イ 企画提案書

(4) 提出期限

平成29年10月18日(水)

(5) 提出方法

持参とする。(提出期限までの開庁日で午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。)

8 提案会の実施(予定)

(1) 日時

平成29年10月20日(金)(時間は後日連絡)

(2) 場所

川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(3) 時間

各応募者について説明時間は15分、質疑応答10分程度とする。

9 事務局(問い合わせ先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館10階

電話 044(200)2652

FAX 044(200)3926

電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp

10 その他

(1) 募集要領の承諾

公募に関する事項については「平成29年度介護職員に係るたんの吸引等研修事業受託法人募集要領」による。応募者は、応募書類の提出をもってこの募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする

(4) 概算金額

3,950千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を限度額とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

川崎市公告第545号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月6日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	梶ヶ谷跨線橋長寿命化修繕設計委託
	履 行 場 所	川崎市高津区末長1丁目48番地先
	履 行 期 限	平成30年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）、またはRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月2日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	堤根処理センター地質調査委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区堤根52番地ほか
	履 行 期 限	平成30年3月30日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」または「準市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者。 (5) 主任技術者及び担当技術者は、地質調査技士の資格を有すること。 なお、主任技術者と担当技術者は兼務することができる。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月2日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第546号

入 札 公 告

平成29年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

β線自動測定装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所

川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(3) 履行期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(4) 調達物品の概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所事業推進課

担 当 末繁、北爪

郵便番号 210-0821

住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月16日

(月)まで(土、日曜日を除く平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

(4) 提出方法

持参に限りません。

(5) 提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年10月25日(水)までに送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

平成29年10月25日(水)から平成29年10月31日(火)(土、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年11月2日(木)までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

平成29年11月14日(火)午前11時

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告 第547号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 王禅寺処理センター空気圧縮機点検整備業務委託

(2) 履行場所 王禅寺処理センター：
川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から平成30年1月31日まで

(4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。

(4) 過去2年間に本市又は他官公庁において、空気圧縮機点検整備業務における契約実績を2件以上有すること。

(5) 三井精機工業株式会社認定コンプレッサー技師にコンプレッサー点検整備の技術判定を行わせること。

3 競争参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係 藤井、眞鍋、斎藤

電話 044-966-6135 F A X 044-951-0314

※ 競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成29年10月10日(火)から平成29年10月16日(月)9時から17時まで(12時から13時及び日曜日の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し及び2(5)の資格証の写し。

4 競争参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格がある

と認めた者には、競争参加資格確認通知書等を平成29年10月23日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年10月23日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成29年10月23日(月)から平成29年10月25日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-951-0314
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
平成29年10月27日(金)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成29年10月31日(火)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地王禅寺処理センター3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得

で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。
特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。
詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第548号

一般競争入札について、次のとおり公告します。
平成29年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
岡本太郎美術館空調設備1号機・2号機熱交換器及び電動機整備等業務委託
- (2) 履行期限
平成30年3月31日
- (3) 履行場所
川崎市岡本太郎美術館
- (4) 委託概要
美術館空調設備の整備等を行う。
機器名称：EHP-1空気熱源ヒートポンプ

数量 : 2台
 空気熱源回収スクルーヒートポンプ
 冷房能力181,500kcal/h 暖房能力181,000kcal/h
 ア 1号機・2号機冷水器(水側)の洗浄及び渦流探傷検査

渦流探傷検査のための汚れの除去及び水の流れによる摩耗の可能性があることから洗浄及び渦流探傷検査を行う。

イ 1号機・2号機温水器(水側)の洗浄
 温水器伝熱管に汚れの蓄積の可能性があることから洗浄を行う。

ウ 圧縮機用電動機整備
 電動機のベアリングに摩耗が発生している可能性があることからベアリングの交換補修作業を行う。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成28年・29年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持」・種目「空調衛生」に登録されていること。
- (4) 過去5か年に、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加の申し込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書、仕様書の配布及び一般競争入札参加資格確認申請書提出場所

〒214-0032 川崎市多摩区栞形7-1-5
 川崎市岡本太郎美術館
 電話 044-900-9898
 担当 西泉・飯島
 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

一般競争入札参加資格確認申請書の様式は上記の場所以外でも、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

- (2) 配布及び提出期間

平成29年10月11日(水)から平成29年10月19日(木)まで(10月16日(月)を除く午前9時30分から午後4時30分まで)

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 イ 委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書等の写し

- (4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

- (1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

- (2) 交付日時

平成29年10月20日(金)

5 入札説明書又は仕様書に関する問合せ

入札説明書、仕様書等の内容に関する質問は、次のとおり行います。

- (1) 問合せ先

3(1)と同じ

- (2) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレス又はFAXで提出してください。質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

- (3) 受付期間

平成29年10月11日(水)から平成29年10月24日(火)16時30分まで。

- (4) 受付方法

電子メールまたはFAXに限ります。

電子メール: 25okamoto@city.kawasaki.jp

FAX : 044-900-9966

- (5) 回答方法

平成29年10月25日(水)に一般競争入札確認通知書を交付したすべての者に対し、電子メールまたはFAXで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

イ 入札の提出方法は、持参のみとします。

ウ 入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札及び落札の日時及び場所

ア 日時 平成29年11月1日（水） 午前11時

イ 場所 川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館・アトリエ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりです。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

川崎市公告第549号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	石神橋橋梁長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市中原区木月4丁目22番地先
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 国及び地方公共団体等（法人税別表第一、建設業法施工規則第十八条の定める法人）が発注した工事で、橋長15m以上かつ幅員4m以上の供用中の橋梁（人道橋を除く）において、伸縮装置取替及び橋梁補修（コンクリート橋の桁又は床版）の完工実績（元請に限る）を平成14年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体による施工した工事については、出資比率が20%を以上であること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月6日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 京町第3公園ほか遊具更新工事
	履行場所 川崎市川崎区京町1丁目12-9ほか
	履行期限 契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月24日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (2) 入札参加者は本案件又は「千年第2公園改修工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (3) 落札候補者決定は、本案件、「千年第2公園改修工事」の順に行います。 (4) 本案件の落札候補者となった者は、「千年第2公園改修工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 千年第2公園改修工事
	履行場所 川崎市高津区千年新町21
	履行期限 契約の日から平成30年3月15日まで

参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月24日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (2) 入札参加者は本案件又は「京町第3公園ほか遊具更新工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (3) 落札候補者決定は、「京町第3公園ほか遊具更新工事」、本案件の順に行います。 (4) 「京町第3公園ほか遊具更新工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 市道鋼管通53号線道路修繕(ボックスカルバート)工事
	履行場所 川崎市川崎区鋼管通4丁目8番地先
	履行期限 契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月24日13時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 川崎国際生田緑地ゴルフ場17番ホール斜面对策工事
	履行場所 川崎市宮前区初山1丁目地内
	履行期限 契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月6日13時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第550号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区北見方二丁目316番

ほか6筆の一部

2,585平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市戸塚区川上町88番地1 東横ビル東戸塚3階
ティ・ワークス株式会社

代表取締役 二村 淳一

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：26戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年4月20日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第7号

川崎市公告第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年10月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区五力田三丁目51番1
ほか4筆の一部
2,160平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年11月24日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第129号
平成29年3月15日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第195号（変更）

川崎市公告第552号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月11日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	市役所第3庁舎空調和設備補修工事
	履行場所	川崎市川崎区東田町5番地4
	履行期限	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月8日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 真福寺小学校ほか1校高圧気中負荷開閉器その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区白山5丁目3番1号ほか1校
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第3施設搬送装置改修工事(その2)
	履 行 場 所 川崎市高津区溝口2丁目3番14号ほか
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	特別養護老人ホーム多摩川の里床カーペット改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「内装仕上」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年10月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	れいんぼう川崎外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区東有馬5丁目8番10号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月10日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港海底トンネル設備改修その38(換気所換気)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町9-9ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年10月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	中原区役所外壁タイル剥落防止その他その2工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月23日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 北部市場電力量計測設備更新工事
	履行場所 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期限 契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名 夜光町地区32号陸間ほか改良工事
	履行場所 川崎市川崎区夜光1丁目地内
	履行期限 契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「水門等の門扉設置」で登録されている者。

参加資格	(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第553号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年10月12日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市多摩区生田二丁目20番27号		
住所・氏名	北見 金三		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区生田二丁目927番1、4、5の各一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	32.62メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第216号		指定年月日	平成29年10月12日

川崎市公告第554号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	つばき定期修理
	履行場所	請負社工場
	履行期限	平成30年2月2日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。 (4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。 (5) 船舶の修理等について、平成19年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。 (6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。 (7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成29年11月27日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第555号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	新川通り通行環境整備詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区駅前本町1番地先
	履 行 期 限	平成30年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月9日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	等々力陸上競技場及び補助競技場改修設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区等々力1
	履 行 期 限	平成30年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「造園部門」で登録されている者。 (4) 照査技術者は、技術士(建設部門:都市及び地方計画)、技術士(総合技術監理部門:建設一都市及び地方計画)またはRCCM(造園)のいずれかの資格を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月9日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線 (小杉御殿工区) 他1路線道路詳細修正設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町1丁目地内他
	履 行 期 限	平成30年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士(建設部門)又はRCCM(道路部門)のいずれかの資格を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月9日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧下さい。	

川崎市公告第556号

放置車両の処分について

次の放置車両は、市有地の管理及び駐車場の適正利用の妨げとなっているため、平成29年10月27日までに撤去されない場合、本市が処分することを公告します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田 紀彦

車 名	自動車登録番号	放置されている場所
軽自動車 三菱	川崎 40せ 1067	川崎市宮前区水沢 1丁目1番1号

川崎市公告第557号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区東有馬一丁目2455番11

ほか6筆の一部

944平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社成建

代表取締役 浅川 聡

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年5月26日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第24号

川 崎 市 公 告 (調 達)**川崎市公告(調達)第324号**

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成29年度燃料電池自動車の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市役所公用車庫
- (3) 賃貸借期間及び台数
平成30年2月1日から平成35年1月31日まで 2台
- (4) 賃貸借物品の特質等
仕様書によります。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「車両」に記載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5箇年に、本市又は他官公庁において類似の賃貸借契約の実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
川崎市環境局地球環境推進室
郵便番号 210-8577
住 所 川崎市川崎区宮本町1番地
(第3庁舎17階)
電 話 044-200-2178
F A X 044-200-3921
E-mail 30tisui@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年10月25日(水)午前8時30分から平成29年11月20日(月)午後5時まで(正午から午後1時及び土日祝日を除く)
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 類似の賃貸借契約実績(契約期間・金額等)を確認できるものの写し
- (4) 提出方法
持参に限ります。
提出書類(競争入札参加申込書)は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>
- 4 業務仕様書類の閲覧
次により業務仕様書類を閲覧することができます。
- (1) 閲覧場所
上記3(1)に同じ。
- (2) 閲覧期間
上記3(2)に同じ。
- 5 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書等を交付します。なお、平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に電子メールアドレスが登録されている場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来ること。
- (1) 交付場所
上記3(1)に同じ。
- (2) 交付日時
平成29年11月22日(水)午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- 6 仕様・入札に関する問い合わせ
(1) 問い合わせ先
上記3(1)に同じ。
- (2) 問い合わせ期間
平成29年11月24日(金)午前8時30分から平成29年11月28日(火)午後5時まで(正午から午後1時及び土日祝日を除く)
- (3) 問い合わせ方法
上記5に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、質問書記載のFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成29年11月30日(木)までに、参加全社あてに電子メール又はFAXにて送付します。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
(1) 入札方法等
入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料に賃貸借期間(60か月)及び台数を乗じた額で

見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行き、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

ア 入札の日時

平成29年12月8日(金)午前10時30分

イ 入札の場所

川崎市役所第3庁舎16階会議室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

上記8(1)アに同じ。

(4) 開札の場所

上記8(1)イに同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第325号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公表します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名(賃貸借物品)

平成29年度電気自動車の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市消防局総合庁舎

(3) 賃貸借期間及び台数

平成30年2月1日から平成37年1月31日まで 1台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「車両」に記載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

(4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎8階

消防局総務部施設装備課 江口担当

電話 044-223-2554

(2) 配布・提出期間

平成29年10月25日(水)から平成29年11月6日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似業務の履行実績資料

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
 一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書のメールアドレスに、平成29年11月8日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を送付します。
 また、当該メールアドレスを登録していない者には、平成29年11月8日(水)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。
- 5 仕様書の交付
 上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の期間まで、縦覧に供します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所
 上記3(1)に同じ
- (2) 問い合わせ期間
 平成29年11月8日(水)午前9時から平成29年11月14日(火)正午までとします。
- (3) 問い合わせ方法
 上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。
 メールアドレス 84sisetu@city.kawasaki.jp
 FAX 044-223-2520
- (4) 回答方法
 質問があった場合、平成29年11月15日(水)までに参加全社宛て、文書(FAXまたは電子メール)にて回答します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
- (1) 入札方法
 入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料に賃貸借期間(84か月)及び台数を乗じた額で見積りをしてください。なお、入札は所定の入札書を持って行き、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成29年11月22日(水)午前10時
 イ 場所

川崎市川崎区南町20番地7
 川崎市消防局総合庁舎8階第1会議室

- (3) 入札書の提出
 持参とします。
- (4) 入札保証金
 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手續等
 次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金
 川崎市契約規則第33条各号の規定により免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。
- 10 契約内容の変更等
 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- 11 その他
- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 支払いについては、毎月払いとします。
- (4) 詳細は、仕様書によります。
- (5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第326号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

自動体外除細動器（AED）賃貸借契約

(2) 履行場所

大師いこいの家他47箇所

(3) 完了期限

平成34年11月30日（水）限り

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「リース」種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

田中

電 話 044-200-2638（直通）

F A X 044-200-3926

E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年10月25日（水）から平成29年10月31日（火）までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

平成29年11月2日（木）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の「入札公表」の中にあります。URL <http://keiyaku.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年10月25日（水）午前8時30分から平成29年11月6日（月）午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

F A Xによります。

F A X 044-200-3926

(5) 回答方法

平成29年11月6日（月）全社に文書（F A X）にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、F A Xによりがたい場合には、電子メールによります。

電子メールアドレス 40zaitak@city.kawasaki.jp

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、自動体外除細動器（AED）賃貸借契約にかかる費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とす

るので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年11月9日(木) 午前11時

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階 10C会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができます。

るものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第327号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立殿町小学校ほか50校で使用する電力の供給

(2) 供給内容

11,634,000kWh(詳細は、入札説明書による。)

(3) 供給期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 供給場所

川崎市立殿町小学校ほか50校(詳細は、入札説明書による。)

(5) 入札方法

この入札は(3)に掲げる期間における概算数量の総価により行います。ただし、契約は単価によるものとします。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 平成29年11月10日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止が行われていないこと。

(3) 平成29年10月25日において川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。

(4) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話 044-200-3285

(2) 配布、提出期間

平成29年10月25日(水)～11月10日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成29年10月25日(水)～11月17日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAXあてに送信してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年11月30日(木)までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年11月24日(金)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成29年12月13日(水) 午後2時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成29年12月11日(月) 午後5時必着

(イ) 入札書の提出先

上記3(1)に同じ。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記7(1)ア(ア)に同じ。

(4) 開札の場所

上記7(1)ア(イ)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

10 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to be purchased:

Supply of Electricity to Kawasaki City's

public elementary schools

Quantity:11,634,000kWh

(2) Time-limit for tender:

2:00 P.M. December 13, 2017

- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. December 11, 2017
- (4) Contact point for the notice:
School Service and Financial Assistance
Section,
Kawasaki City Board of Education Secretariat
6 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi,
Kanagawa, 210-0004 JAPAN
Phone : 044-200-3285

川崎市公告(調達)第328号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市立橋小学校ほか58校で使用する電力の供給
- (2) 供給内容
15,031,000kWh(詳細は、入札説明書による。)
- (3) 供給期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 供給場所
川崎市立橋小学校ほか58校(詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札方法
この入札は(3)に掲げる期間における概算数量の総価により行います。ただし、契約は単価によるものとします。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 平成29年11月10日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止が行われていないこと。
- (3) 平成29年10月25日において川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。
- (4) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者である

こと。

- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
電話 044-200-3285

(2) 配布、提出期間

平成29年10月25日(水)～11月10日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成29年10月25日(水)～11月17日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAXあてに送信してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年11月30日(木)までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年11月24日(金)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成29年12月13日(水) 午後2時25分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成29年12月11日(月) 午後5時必着

(イ) 入札書の提出先

上記3(1)に同じ。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記7(1)ア(ア)に同じ。

(4) 開札の場所

上記7(1)ア(イ)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

10 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to be purchased:

Supply of Electricity to Kawasaki City's public elementary schools

Quantity:15,031,000kWh

(2) Time-limit for tender:

2:25P.M. December 13, 2017

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. December 11, 2017

(4) Contact point for the notice:

School Service and Financial Assistance Section,

Kawasaki City Board of Education Secretariat

6 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi,

Kanagawa, 210-0004 JAPAN

Phone : 044-200-3285

川崎市公告(調達)第329号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市 市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立大師中学校ほか60校で使用する電力の供給

(2) 供給内容

21,107,000kWh(詳細は、入札説明書による。)

(3) 供給期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 供給場所

川崎市立大師中学校ほか60校(詳細は、入札説明書による。)

(5) 入札方法

この入札は(3)に掲げる期間における概算数量の総価により行います。ただし、契約は単価によるものとします。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 平成29年11月10日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要

- 綱による指名停止が行われていないこと。
- (3) 平成29年10月25日において川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。
- (4) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布、提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
電話 044-200-3285
- (2) 配布、提出期間
平成29年10月25日(水)～11月10日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
- (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。
- 4 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所
上記3(1)に同じ。
- (2) 問い合わせ期間
平成29年10月25日(水)～11月17日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAXあてに送信してください。
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成29年11月30日(木)までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年11月24日(金)までに送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手續等
- (1) 入札方法等
- ア 持参による入札
- (ア) 入札日時
平成29年12月13日(水) 午後2時50分
- (イ) 入札場所
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室
- イ 郵送による入札の場合
- (ア) 入札書の提出期限
平成29年12月11日(月) 午後5時必着
- (イ) 入札書の提出先
上記3(1)に同じ。
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
上記7(1)ア(ア)に同じ。
- (4) 開札の場所
上記7(1)ア(イ)に同じ。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手續等
次により契約を締結します。ただし、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を条件とします。
- (1) 契約保証金
- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 前払金
否
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧

することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

10 Summary

- (1) The Nature and quantity of the services to be purchased:
Supply of Electricity to Kawasaki City's public junior high schools and senior high schools and special support schools
Quantity:21,107,000kWh
- (2) Time-limit for tender:
2:50P.M. December 13, 2017
- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. December 11, 2017
- (4) Contact point for the notice:
School Service and Financial Assistance Section,
Kawasaki City Board of Education Secretariat
6 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-0004 JAPAN
Phone : 044-200-3285

川崎市公告(調達)第330号

入 札 公 告

川崎市川崎区役所大師支所ほか23施設で使用する電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市川崎区役所大師支所ほか23施設で使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所
川崎市川崎区役所大師支所ほか23施設
- (3) 履行期限
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約6,663,000キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給につい

て、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月11日成立)による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。
なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成29年11月8日(水)までに行うこと。
- (5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- (6) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒213-8570

川崎市高津区下作延2-8-1

川崎市高津区役所まちづくり推進部総務課

電話：044-861-3123

FAX：044-861-3103

(2) 配布・提出期間

平成29年10月25日(水)から平成29年11月8日(水)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年10月25日(水)から平成29年11月8日(水)まで縦覧に供します。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次によ

り競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成29年11月17日(金) 指定した時間

ただし、川崎市「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、平成29年11月17日(金)までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

平成29年10月25日(水)から平成29年11月15日(水)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)直接提出するか、指定するFAXあてに送信してください。

なお、FAXを送信した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成29年11月29日(水)に、全参加者宛てに電子メールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

平成29年12月4日(月) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒213-8570

川崎市高津区下作延2-8-1

高津区役所2階

川崎市高津区役所まちづくり推進部総務課

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

平成29年12月6日(水) 午前10時

(イ) 入札場所

川崎市高津区下作延2-8-1

高津区役所5階 第5会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

- (1) Nature and quality of products to be purchased :
Electricity about 6,663,000kWh to use at Kawasaki city Daishi Branch Office
In addition to 24 facilities
- (2) Time-limit for tender:
10:00 A.M. 6, December, 2017
- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. 4, December, 2017
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
General Affairs Section
Community Building Promotion Department
Takatsu Ward Office
2-8-1, Shimosakunobe, Takatsu-ku
Kawasaki-shi, Kanagawa 213-8570, Japan
Tel 044-861-3123(Direct-in)

川崎市公告(調達)第331号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立高津高等学校コンピュータ機器等賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市立高津高等学校
- (3) 履行期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年11月1日(水)までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似

の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712

(2) 配付及び提出期間

平成29年10月25日(水)から平成29年11月9日(木)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間

平成29年10月25日(水)午前8時30分から平成29年11月22日(水)午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年12月1日(金)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年11月16日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年11月16日(木)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを平成29年12月7日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60ヶ月）で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成29年12月14日（木） 午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成29年12月13日（水）

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 支払については、毎月払いとします。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Takatsu high school in Kawasaki City.

(2) Time-limit for tender:

10:30AM 14 December 2017

(3) Time-limit for tender by mail:

13 December 2017

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center

6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,

Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

川崎市公告（調達）第332号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 平成29年度（追加分）川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校

(3) 履行期間 平成30年2月1日から平成35年1月31日

日まで

- (4) 概 要 仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 一般競争参加申込書の配付及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配付及び提出期間
平成29年10月25日(水)から平成29年11月1日(水)まで
午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (3) 提出方法
持参に限りません。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問合せ場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間
平成29年10月25日(水)午前8時30分から平成29年11月8日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 問い合わせ方法

- 入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成29年11月13日(月)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールにて送付します。
- 5 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年11月6日(月)までに送付します。
なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年11月6日(月)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。
- 6 カタログの提出について
導入予定機種等のカタログを平成29年11月16日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
入札金額は、税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてください。
なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ア 入札書の提出日時
平成29年11月22日(水) 午前9時30分
- イ 入札書の提出場所
川崎市総合教育センター3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8(1)アと同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

川崎市公告(調達)第333号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市立橋高等学校コンピュータ機器等賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立橋高等学校

(3) 履行期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日

(4) 概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年11月1日(水)までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配付及び提出期間

平成29年10月25日(水)から平成29年11月9日(木)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」にあります。)。ダウンロードができ

ない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間

平成29年10月25日(水)午前8時30分から平成29年11月22日(水)午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

- (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年12月1日(金)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年11月16日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年11月16日(木)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを平成29年12月7日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成29年12月14日(木) 午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限
平成29年12月13日(水)

エ 郵送による場合の入札書の宛先
3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができる

ものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 支払については、毎月払いとします。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Tachibana high school in Kawasaki City.

(2) Time-limit for tender:

9:30AM 14 December 2017

(3) Time-limit for tender by mail:

13 December 2017

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center

6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,

Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

税 公 告

川崎市税公告第172号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第173号

課税額変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第174号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第175号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第12号

庁中一般

各かい

川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月6日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4に規定する場合」を加える。

第1号様式(表)中

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)	

」
を

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)	

」

に改め、同様式(裏)記入上の注意第1項中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、同様式(裏)記入上の注意第2項中「非常勤職員の」を削り、「をいう」を「をいい」、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう(4において同じ。))」に改め、同様式(裏)記入上の注意第4項中「又は1歳6箇月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

第3号様式の2(注)1及び第4号様式(1)(注)1中「出生届受理証明書など」を「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第21号

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月6日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4に規定する場合」を加える。

第10条第2号中「第2条第1項第2号及び第3号」を

「第2条第1項第3号、第4号、第8号及び第9号」に改める。

第1号様式(表)中

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)	

」

を

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)	

」

に改め、同様式(裏)(注)第1項中「出生届受理証明書等」を「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改め、同様式(裏)(注)第2項中「非常勤職員の」を削り、「をいう」を「をいい」、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう(4において同じ。))」に改め、同様式(裏)(注)第4項中「又は1歳6箇月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

第4号様式(注)第1項及び第5号様式(1)(注)第1項中「出生届受理証明書など」を「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道公告

川崎市上下水道局公告第80号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月3日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター1系焼却炉更新官民連携事業導入可能性調査ほか業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 限	契約の日から平成30年6月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務における汚泥処理施設(改築更新を含む)の基本設計もしくは詳細設計業務における元請としての履行完了実績を有し、かつ、汚泥処理施設の官民連携事業の導入可能性調査の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を全て配置できること。</p> <p>ア 本業務の業務責任者、及び照査技術者として、上下水道部門技術士(下水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 なお、業務責任者と照査技術者は兼任できません。</p> <p>イ 土木部門の技術者の長として、上下水道部門技術士(下水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>ウ 建築部門の技術者の長として、一級建築士の免許を受けている者</p> <p>エ 機械部門の技術者の長として、技術士(上下水道部門(下水道)若しくは総合技術監理部門(上下水道-下水道))又は技術士(機械部門若しくは総合技術監理部門(機械))の資格を有する者</p> <p>オ 電気部門の技術者の長として、技術士(上下水道部門(下水道)若しくは総合技術監理部門(上下水道-下水道))又は技術士(電気電子部門若しくは総合技術監理部門(電気電子))の資格を有する者 なお、上記イ、エ、オの長を兼任することはできません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 水道管路付属設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市内及び水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されている者。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	

入札日時等	平成29年10月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 川崎区中大口径管きょ実施設計委託第3号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した次のa又はbに基づく短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>a 「管更生の手引き(案)」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」</p> <p>b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 川崎区中大口径管きょ実施設計委託第5号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年9月28日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した次のa又はbに基づく短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>a 「管更生の手引き(案)」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」</p> <p>b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成29年10月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度 川崎区中大口径管きょ実施設計委託第6号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期限	契約の日から平成30年8月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した次のa又はbに基づく短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>a 「管更生の手引き(案)」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」</p> <p>b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p>	

参 加 資 格	ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年10月26日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第81号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月3日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	大師河原下水幹線その2工事
	履行場所	川崎市川崎区江川1丁目地内
	履行期限	契約の日から210日間
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月7日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	2号配水本管800mm及び塩浜3丁目600mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区四谷上町24-14先 至：川崎区塩浜3-29先
	履行期限	契約の日から695日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「水道施設」の総合評定値が800点以上であること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月7日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	

入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	
(案件3)		
競争入札に付する事項	件 名	浅田4丁目200mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区京町3-21-1先 至：川崎区浅田4-16-13先 ほか2件
	履行期限	契約の日から370日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	平成29年11月7日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	大師臨港2号幹線その1工事
	履行場所	川崎市川崎区夜光1丁目、塩浜4丁目地内
	履行期限	契約の日から380日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道推進」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月7日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	大師河原貯留管建設機械その2工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 水道施設又は下水道処理施設において、口径150mm以上の陸上ポンプ設備の製作・据付工事の完工実績（元請に限る。）を平成14年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月7日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約の対象となります。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原貯留管建設電気その4工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小島町10-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画排水能力1.0m³/秒以上の下水道ポンプ場の工事において、受変電設備、運転操作設備、計装設備及び監視制御設備の製作及び据付工事の完工実績(元請請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)。完工実績は複数の工事でも可とする。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年10月30日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度西部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月24日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第82号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 宮前区ほか汚泥圧送管実施設計委託第7号
	履行場所	川崎市宮前区地内ほか
	履行期限	契約の日から平成30年9月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。 (4) 平成24年4月1日以降に契約した耐震実施設計(レベル1・2)委託業務を含む、下水道管きよの実実施設計委託業務の元請履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者 なお、業務責任者と照査技術者については兼務不可とします。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 川崎区中大口径管きよ実施設計委託第4号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期限	契約の日から平成30年11月30日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した次のa又はbに基づく短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>a 「管更生の手引き(案)」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」</p> <p>b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2))を含むもの。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成29年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度等々力水処理センター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期限	契約の日から平成30年3月9日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成14年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)、または脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成29年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度中原区ほか在来管調査委託
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。 (4) 平成24年4月1日以降に契約した、下水道管きよの実施設計委託業務の元請履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 業務責任者として、技術士(総合技術監理部門・上下水道一下水道)の資格を有する者を配置すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年10月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第83号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	渡田ポンプ場屋上防水工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月1日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター東系No.1、2汚泥圧送ポンプ整備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月1日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター建設電気その49工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p>	

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月1日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度中部下水管内マンホール補修工事
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月31日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	梶ヶ谷地区ほか下水枝線第10号工事
	履行場所	川崎市高津区梶ヶ谷6丁目、上作延地内
	履行期限	契約の日から220日間

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	平成29年11月6日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	四谷下町地区下水枝線第103号工事
	履行場所	川崎市川崎区四谷下町地内
	履行期限	契約の日から255日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月6日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「小台地区ほか下水枝線第11号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「小台地区ほか下水枝線第11号工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「小台地区ほか下水枝線第11号工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	小台地区ほか下水枝線第11号工事
	履行場所	川崎市宮前区小台2丁目、有馬1丁目地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月6日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「四谷下町地区下水枝線第103号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「四谷下町地区下水枝線第103号工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「四谷下町地区下水枝線第103号工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	小田その1下水幹線その4工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区京町1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から270日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月6日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「江川地区下水枝線第105号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「江川地区下水枝線第105号工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「江川地区下水枝線第105号工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	江川地区下水枝線第105号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区江川2丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から475日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月6日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「小田その1下水幹線その4工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「小田その1下水幹線その4工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「小田その1下水幹線その4工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	渡田新町地区下水枝線第201号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田新町1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から235日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参 加 資 格	<p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月6日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第18号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 調達の名称及び数量

- (1) 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t
（単価契約） 3,068 t
- (2) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1 t
（単価契約） 731 t
- (3) 高分子凝集剤 1 t（単価契約）（下水） 105 t
- (4) 液体クロマトグラフトリプル四重極型質量分析装置一式

- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日
1 (1)から 1 (3)平成29年9月14日
1 (4)平成29年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
1 (1)協栄産業 株式会社 神奈川支店
支店長 杉山 公之
川崎市麻生区王禅寺東二丁目33番8号
1 (2)及び 1 (3)大成クリーン 株式会社
代表取締役 加藤 直彦
川崎市川崎区中島一丁目7番1号
1 (4)株式会社 江田商会
代表取締役 原田 義富
横浜市港北区新羽町284番地
- 5 落札金額
1 (1) 28,000円
1 (2) 51,000円

1 (3) 672,000円

1 (4) 35,960,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年7月25日

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第18号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月6日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する

規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「により」の次に「行い、川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号。以下「条例」という。）第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合にあっては、2週間)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項に次のただし書を加え、同項を同条第2項とする。

ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第2条に次の1項を加える。

3 条例第3条第5号に規定する育児休業等計画書は、第2号様式によるものとする。

第3条中「第3項」を「第2項本文」に改める。

第4条第3項中「第2条第3項」を「第2条第2項本文」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

条例第11条第6号に規定する育児休業等計画書は第2号様式に、条例第13条に規定する育児短時間勤務承認請求書は第4号様式によるものとする。

第13条第2項を削り、同条第3項中「第2条第3項」を「第2条第2項本文」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条第1項を次のように改める。

局長は、職員（育児短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその

小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。以下同じ。）にあっては、3歳）に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間（川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間等規程」という。）第2条から第4条の2までの規定による勤務時間をいう。）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等規程により育児時間又は介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないこと（以下「部分休業」という。））を承認することができる。

第16条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定にかかわらず、」を削り、「育児時間」の次に「又は介護時間」を加え、同項を同条第2項とする。

第18条第2項中「第2条第3項」を「第2条第2項本文」に改める。

第20条第1項中「給料等支給規程」を「川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号。以下「給料等支給規程」という。）に、「同規程」を「給料等支給規程」に改め、同条第2項中「同規程」を「給料等支給規程」に改める。

第21条中「同規程」を「給料等支給規程」に改める。

第1号様式（表）中「又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」を「、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業」に改め、同様式（裏）記入上の注意第1項中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、同様式（裏）記入上の注意第2項中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に、「をいう」を「をいい」、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）に改め、同様式（裏）記入上の注意第4項中「又は1歳6か月まで」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳まで」に改め、「(条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

第2号様式中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

第4号様式（注）第1項及び第5号様式(1)（注）第1項中「出生届受理証明書など」を「出生届受理証明

書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第67号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月3日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

二面式バス停留所標識

(2) 履行場所

交通局指定場所

(3) 履行期限

平成29年12月22日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「看板・標識」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年10月3日から平成29年10月11日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年10月18日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年10月25日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第12号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ア 軽油A(1月～3月分)	262キロリットル
イ 軽油B(1月～3月分)	352キロリットル
ウ 軽油C(1月～3月分)	168キロリットル
エ 軽油D(1月～3月分)	440キロリットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

- ア 川崎市交通局上平間営業所
- イ 川崎市交通局塩浜営業所
- ウ 川崎市交通局井田営業所
- エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)において業種「燃料・油脂類」、種目「石

油製品・オイル」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加に係る業種に登録していない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年12月1日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び5の書類を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書等の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課

契約担当 吉村

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年10月25日から平成29年12月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類を平成29年12月1日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成29年12月7日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

- 7 仕様に関する問い合わせ先
川崎市交通局自動車部運輸課車両係 朝生
電話 044-200-3241
- 8 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札の手続等
- 1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の108分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。
- (1) 入札方法
- ア 持参による入札の場合
- (ア) 日 時
平成29年12月21日 午前11時00分
- (イ) 場 所
川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- イ 郵送による入札の場合
- (ア) 期 限
平成29年12月19日 必着
- (イ) 宛 先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 開札の日時及び場所
(1)アに同じ。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。
- 10 再度の入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

- ただし、入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は参加できません。
- 11 契約の手続等
次により契約を締結します。
- (1) 契約保証金
- ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 12 入札に関する苦情
入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。
- 13 その他
- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。
- (5) 落札者の決定後、川崎市政府調達苦情検討委員会に対する苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Gas Oil Quantity 262kl
② Gas Oil Quantity 352kl
③ Gas Oil Quantity 168kl
④ Gas Oil Quantity 440kl
- (2) Time limit for tender:
11:00 A.M., December 21, 2017
- (3) Time limit for tender by mail:
December 19, 2017
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting Section
Transportation Bureau
1-8-9, Isago, Kawasaki-ku,

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:+81(0)44-200-3228

病院局規程

川崎市病院局規程第9号

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月6日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4に規定する場合」を加える。

第1号様式(表)中

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長
	(再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
.....		
(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)		

」

を

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長
	(再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
.....		
(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)		

」

に改め、同様式(裏)記入上の注意第1項中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、同様式(裏)記入上の注意第2項中「非常勤職員の」を削り、「をいう」を「をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう(4において同じ。))」に改め、同様式(裏)記入上の注意第4項中「又は1歳6箇月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇

月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

第4号様式(注)1及び第5号様式(1)(注)1中「出生届受理証明書など」を「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

病院局公告

川崎市病院局公告第36号

入札公告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月4日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。))及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。))ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受け付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当

しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1丁目7番地4)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加

資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、調査基準価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立井田病院斜面防護等整備工事
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番地ほか
	工期	平成31年3月31日限り
競争参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。</p> <p>(オ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

<p>競 争 参 加 資 格</p>	<p>(エ) 平成14年4月1日以降に完成し、引渡しが完了した高さ5m以上の擁壁の公共工事の完工実績(元請に限る。)を有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(イ) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(ウ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(エ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(オ) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)共同企業体の資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」の(ア)～(エ)及び「イ 共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、(1)イ(イ)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(ウ)については主任技術者でも可とします。</p> <p>イ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の共同企業体の構成員として一般競争入札参加資格確認申請をしていないこと。</p>
<p>申 込 締 切 日</p>	<p>平成29年10月16日(月)まで受付けます。</p>
<p>予 定 価 格</p>	<p>公表しません。</p>
<p>入 札 保 証 金</p>	<p>免除とします。</p>
<p>低入札調査基準価格</p>	<p>設定します。</p>
<p>郵 便 入 札 締 切 日</p>	<p>平成29年11月13日(月)必着</p>
<p>開 札 日</p>	<p>平成29年11月24日(金)午後2時30分</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 病院局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、病院局ホームページを御覧ください。</p>

川崎市病院局公告第37号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月4日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総 則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
 を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)
 及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)
 ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧

することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1丁目7番地4)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院CVCF蓄電池改修工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	工期	契約の日から平成30年3月15日まで
競争参加資格		<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

競 争 参 加 資 格	(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
申 込 締 切 日	平成29年10月11日(水)まで受付けます。
予 定 価 格	公表しません。
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	平成29年11月6日(月)必着
開 札 日	平成29年11月8日(水)午後2時30分

川崎市病院局公告第38号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月10日

川崎市病院局事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入

札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する電気安全解析装置の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する輸液ポンプの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する体圧分散マットレスの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院及び井田病院で使用する通信機能付バイタルサイン測定機器の調達
	履行場所	川崎市病院局 等
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する調剤支援システム端末更新の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」又は「コンピュータ」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する人工呼吸器の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する陽圧式人工呼吸器の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する下肢静脈瘤用レーザーの調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用するパラフィンブロック作製装置の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

川崎市病院局公告第39号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり
公告します。

平成29年10月10日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担
当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」とい
います。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以
下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規
程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担
当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおい
て、病院局入札情報のページで閲覧することができ
ます。

([http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.
html](http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められてい
る場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、
縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午
後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ
た期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度
業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加
者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格
のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱
による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する
資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会
への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行
すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者に

は、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院立体駐車場昇降機設備保守業務委託
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「施設維持管理」 種目 「エレベータ保守点検」
	その他	競争参加申込時に、担当部署との仕様書確認と共に、現場視察を行うことを必須としますので、病院局経営企画室契約担当まで、御連絡下さい。
競争参加の申込	平成29年10月10日から平成29年10月17日まで受け付けます。	
契約保証金	契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。	
最低制限価格の有無	設定します。	
入札及び開札	平成29年10月24日 午前10時00分	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第11号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

川崎市立川崎病院で使用するガス(都市ガス)
3,446,650立方メートル

(2) 納入場所

川崎市立川崎病院(川崎市川崎区新川通12-1)

(3) 履行期間

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

(5) 契約の失効

川崎市議会において、この契約に係る平成30年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は平成30年3月31日をもって失効します。詳細については入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域において、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。

(2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「燃料・油脂類」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年11月2日(木)までに行うこと。

(5) 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
病院局経営企画室契約担当(担当:佐藤)
電話(直通)044-200-3857

(2) 配布・提出期間

平成29年10月25日(水)から平成29年11月2日(木)までの下記の時間
午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 提出方法

持参

4 仕様等

仕様書は3(1)の場所において、平成29年10月25日(水)から平成29年11月2日(木)まで縦覧に供すると共に病院局入札情報のホームページに掲載します。<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。

6 仕様等に関する問い合わせ

仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成29年11月22日(水) 午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 病院局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成29年11月20日(月) 必着

(イ) 入札書の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市病院局経営企画室経理担当課長

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ。

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価

格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quality of product to be purchased :

Gas about 3,446,650m3 to use at Kawasaki Municipal Hospital

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. November, 22, 2017

(3) Time-limit for tender by mail:

November, 20, 2017

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting section, Management Planning Office,

Municipal Hospital Management Bureau

Kawasakimiyuki bldg 7F

1-8-9, Isago, Kawasaki

Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN

Tel 044-200-3857(Direct-in)

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第11号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月6日

川崎市消防長 田 中 経 康

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程

の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程（平成4年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4に規定する場合」を加える。

第1号様式（表）中

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)	

を

「

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	(既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで)	

に改め、同様式（裏）記入上の注意第1項中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、同様式（裏）記入上の注意第2項中「非常勤職員の」を削り、「をいう」を「をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）」に改め、同様式（裏）記入上の注意第4項中「又は1歳6箇月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に

改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

第3号様式の2(注)1及び第4号様式(1)(注)1中「出生届受理証明書など」を「出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監 査 公 表

29川監公第7号

平成29年10月25日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	花 輪 孝 一
同	山 田 益 男

1 監査の種別

定期(工事)監査

2 監査の対象

上下水道局

3 監査の範囲

平成27年度及び28年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

4 監査の期間

平成29年4月3日から平成29年10月10日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託599件のうち、工事43件、業務委託7件、合計50件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、所管別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

なお、このうち工事の積算や施工監理に用いる基準の一部に、積算項目や試験方法等が具体的に記載されていない事例が見受けられた。

これらの基準は、工事価格の算定や工事の履行確保

などを適正に行う上で極めて重要であることから、実際の運用において担当者の判断等による差異が生じることのないよう基準を明確にするとともに、関係職員への周知を図り適正な運用に努められたい。

(1) 積算資料を十分確認し積算を行うべきもの

浅田地区ほか下水枝線第110号工事ほか3件の工事は、下水道管きよの耐震対策や老朽化対策等のため布設替・新設を行うものである。管きよの布設に当たっては、沿道家屋に影響を及ぼす恐れがあることから家屋調査費を計上している。

家屋調査費の積算については、「設計積算基準(管きよ編)」に記載があるものの具体的な計上項目等は明記されておらず、実際の計上には「設計積算参考資料(計画・調査編)」(以下「参考資料」という。)を用いて算定を行っていた。

参考資料には、家屋調査費の積算に必要な項目として「打合せ協議」、「現地踏査」及び「事前調査」が明記されているが、本工事の設計では「事前調査」のみを計上し、本来計上すべき「打合せ協議」及び「現地踏査」が計上されていなかった。

家屋調査費の積算に当たっては、設計積算基準等を十分に確認し適切な設計を行われたい。

なお、家屋調査費の計上項目については、既に関係職員への周知が図られていることを確認している。

(工事番号23、27、28、35)(上下水道局下水道部下水道管路課、同施設課)

(2) 下水圧送管の水圧試験方法等を明確にすべきもの

本工事は、麻生水処理センターと等々力水処理センターを結ぶ下水圧送管を地震対策の一環として二条化するため、麻生区上麻生7丁目地内に下水圧送管1,000mを新たに布設する工事で、管種は耐圧性に優れたダクタイル鋳鉄管を用いていた。

「下水道工事標準仕様書(管路編)」(以下「仕様書」という。)によると、鋳鉄管を布設する場合は配管完了後に所定の圧力を保持する水圧試験を行うこととなっているが、具体的な試験方法や試験に用いる圧力の設定方法(以下「試験方法等」という。)については記載されていない。

ダクタイル鋳鉄管を用いた下水圧送管における水圧試験の試験方法等については、国や仕様書の適用すべき諸基準においても定められておらず、各自治体等で定める必要がある。しかし、本市では特段の定めがなく、「下水道圧送管路の水圧試験要領書(ダクタイル管路編)」(下水道圧送管路研究会編 以下「要領書」という。)を用いることを関係職員の共通認識として運用しているところ、本工事の水圧試験では、試験方法は要領書に基づいていたものの、試験に用いる圧力は要領書に基づかず独自に設定し

ていた。

本市では水圧試験の試験方法等が明確に定められておらず、それが工事ごとの独自の判断による不適切な試験圧力の設定につながり耐圧性が確保されなくなる可能性がある。

今後も同種工事が予定されていることから、本市における水圧試験の試験方法等を早急に定めて関係職員に周知するとともに、監督員及び施工業者への周知も徹底できるよう仕様書への記載について検討されたい。

なお、事実判明後の検証により、本工事における下水圧送管の耐圧性に問題ないことが確認されている。

(工事番号31) (上下水道局下水道部下水道管路課、中部下水道事務所工事課)

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあった。なお、その概要は次のとおりである。

ア 定められた方法により設計単価を決定すべきもの
給水管維持工事の設計単価の決定にあたり、単価の一部において水道工事標準積算基準書に基づき3社以上の見積りを徴取すべきところ、前年度同様の積算内容から2社見積りによって決定していた事例

(工事番号1、3、4) (上下水道局水道部第1配水工事事務所、同第2配水工事事務所、同第3配水工事事務所)

イ 緊急工事の際の手續及び適用範囲を十分に確認すべきもの

洗浄水送水管漏水等に対応する工事において、「川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱」(以下「要綱」という。)への認識が不足していたため、所定の手続を経ずに工事着手を指示するとともに、工事の一部において要綱適用の是非の確認が不十分だった事例

(工事番号41) (上下水道局中部下水道事務所管理課)

別表1 所管別の監査実施状況

所管別			監査の範囲		監査実施工事等	
			件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
上下 水道局	水道部	工 事	266	30,588,165	20	9,424,408
		業務委託	15	299,601	3	66,655
	下水道部	工 事	249	34,900,253	23	5,716,397
		業務委託	66	1,305,249	4	96,285
	サービス 推進部	工 事	2	7,750	0	0
		業務委託	1	4,924	0	0
小 計		工 事	517	65,496,168	43	15,140,805
		業務委託	82	1,609,774	7	162,940
合 計			599	67,105,942	50	15,303,745

別表2 監査実施工事等の一覧

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約方法	契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
						当初/(変更)		
1	平成28年度 川崎・幸区 給水管維持工事(単価契 約)	本市指定箇所一円	給水管維持	小沼・横山 設備JV	一般 競争	27,594,000 (27,653,317)	H28.4.1	H29.3.29
2	野川350mm-100mm配水 管布設替に伴う給水管付 替工事	自:川崎市高津区 千年1227-2番地先 至:川崎市宮前区 野川819番地先	給水管付替96か 所他	麻生建設(株)	一般 競争	11,480,400 (11,275,200)	H27.6.5	H28.2.4
3	平成28年度 中原区 給水 管維持その2工事(単価 契約)	本市指定箇所一円	給水管維持	小田土木(株)	一般 競争	26,892,000 (26,948,030)	H28.4.1	H29.3.31
4	平成28年度 多摩区 給水 管維持工事(単価契約)	本市指定箇所一円	給水管維持	清生土木(株)	一般 競争	24,958,800 (25,009,373)	H28.4.1	H29.3.30
5	北加瀬3丁目200mm・ 100mm配水管布設替工事	自:川崎市幸区北 加瀬3丁目14-7番 地先 至:川崎市幸 区北加瀬3丁目20- 4番地先	布設φ100 L=673m、 撤去φ100 L=596m他	矢島建設工 業(株)	一般 競争	63,898,730 (65,759,040)	H26.9.22	H27.4.10
6	野川350mm-100mm配水 管布設替工事	自:川崎市高津区 千年1227-2番地先 至:川崎市宮前区 野川819番地先	布設φ200 L=1133m、 撤去φ200 L=1132m他	京浜メンテ ナンス(株)	一般 競争	151,588,800 (162,822,960)	H27.6.5	H28.2.15
7	三田1丁目300mm- 100mm配水管布設替工事	自:川崎市多摩区 三田1丁目27-2番 地先 至:川崎市多 摩区西生田2丁目 2-1番地先	布設φ200 L=223 m、 撤去φ200 L=252 m他	麻生建設(株)	一般 競争	65,111,904 (77,321,520)	H26.3.18	H27.5.18
8	千代ヶ丘6丁目300mm- 100mm配水管布設替工事	自:川崎市麻生区 千代ヶ丘6丁目13- 9先 至:川崎市麻 生区千代ヶ丘6丁 目8-7先ほか1件	布設φ100 L=778m、 撤去φ100 L=777m他	重田造園土 木(株)	一般 競争	85,772,390 (85,831,920)	H27.1.6	H27.7.14
9	千鳥町600mm-100mm配 水管布設替工事	自:川崎市川崎区 千鳥町15-1番地先 至:川崎市川崎区 千鳥町13-16番地 先	布設φ600 L=376m、 撤去φ600 L=397m他	重田・重田 造園JV	一般 競争	351,000,000 (478,587,960)	H26.10.31	H28.7.29
10	井田中ノ町300mm-75mm 配水管布設替工事	自:川崎市中原区 井田中ノ町19-6番 地先 至:川崎市中 原区木月3丁目1- 22番地先	布設φ150 L=529m、 撤去φ150 L=554m他	浅川・月野 JV	一般 競争	202,586,400 (220,305,960)	H27.7.27	H28.6.30
11	神木本町3丁目150mm- 75mm配水管布設替工事	自:川崎市宮前区 神木本町3丁目9-1 先 至:川崎市宮前 区神木本町3丁目 3-10先ほか4件	布設φ100 L=999 m、 撤去φ100 L=732 m他	月野建設(株)	一般 競争	119,955,600 (121,488,120)	H28.5.23	H28.12.28
12	施設再構築 長沢浄水場 第3沈でん池・活性炭接 触池設置工事	川崎市多摩区三田 5-1-1番地(長沢浄 水場内)	第3沈でん池築 造、活性炭接触 池築造、旧第3沈 でん池撤去、詳細 設計	安藤・間・水 ing・東鉄・銭 高JV	一般 競争	3,990,000,000 (4,291,934,520)	H25.7.30	H28.3.14
13	潮見台配水所 高区送水 ポンプ室耐震補強工事	川崎市宮前区潮見 台4-1(潮見台配水 所内)	ポンプ室の耐震 補強他	(株)シンヤ	一般 競争	27,918,000 (29,124,360)	H27.9.25	H28.4.21

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約方法	契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
						当初/(変更)		
14	施設再構築 生田配水池等更新工事	川崎市多摩区生田5-30番地(生田配水池内)	設備更新	間・東鉄・西武・須藤JV	一般競争	2,992,500,000 (4,020,276,540)	H24.7.13	H28.8.5
15	起債・補助事業 鷺沼配水所配水池耐震補強工事	川崎市宮前区土橋3-1-1(鷺沼配水所内)	配水地の耐震補強、災害時注水地点併設型応急給水拠点整備	安藤・間・銭高・三秀JV	一般競争	967,457,400 (1,259,233,380)	H25.6.3	H28.2.22
16	4号配水本管流量計改良に伴う4号配水本管1700mm・900mm布設替工事	横浜市鶴見区江ヶ崎町6番地	布設φ1700 L=4m、 撤去φ900 L=33m他	(有)ひかり建設	一般競争	52,003,842 (88,794,360)	H26.4.23	H27.12.28
17	潮見台配水所 黒川送水流量計改良に伴う1000mm・800mm布設工事	川崎市宮前区潮見台4-1番地	布設φ800 L=42m、 φ100 L=17m他	真成開発(株)	一般競争	40,453,750 (58,988,520)	H27.1.9	H28.1.15
18	第2導水ずい道(無庄区間)耐震補強工事	自:相模原市緑区谷ヶ原地内 至:相模原市緑区上九沢地内	第2導水ずい道(無庄区間)耐震補強	名工建設(株)横浜営業所	一般競争	183,600,000 (193,726,080)	H27.4.27	H28.1.26
19	平成28年度 長沢浄水場排水処理施設加圧脱水機1・2号ろ布取替工事	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)	ろ布交換	月島テクノメンテサービス(株)横浜支店	随意契約	16,524,000	H28.7.26	H28.11.18
20	平成28年度 長沢浄水場排水処理施設加圧脱水機3・4号ろ布取替その1工事	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)	ろ布交換	月島テクノメンテサービス(株)横浜支店	随意契約	23,112,000 (28,802,520)	H28.4.1	H28.8.4
21	丸子その1雨水幹線その2工事	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目、上丸子山王町1丁目地内ほか	φ2400シールド L=1836m	大成・大豊・土志田JV	一般競争	1,390,200,000 (1,736,542,500)	H24.8.10	H28.1.15
22	大師河原貯留管その3工事	川崎市川崎区小島町、塩浜地内ほか	φ5000シールド(二次覆工) L=2032m他	前田・大和小田急・岡村JV	一般競争	1,291,500,000 (1,437,668,460)	H24.11.15	H27.4.20
23	浅田地区ほか下水枝線第110号工事	川崎市川崎区浅田1丁目、小田7丁目地内ほか	布設φ700 L=145m、 更生φ250~700 L=162m他	(株)KEIHHN	一般競争	54,434,691 (60,496,200)	H26.11.14	H27.5.29
24	避難所等機能強化事業に伴うマンホールトイレ整備その1工事	川崎市立臨港中学校ほか4校	布設φ250 L=100m、マンホールトイレ工1式	月野建設(株)	一般競争	63,428,400 (66,763,440)	H27.6.15	H28.1.25
25	新川下水幹線その2工事	川崎市川崎区桜本1丁目、浜町3丁目地内	更生 □5100×2000 L=196m他	岡村・織戸JV	一般競争	224,985,600 (228,778,560)	H27.4.10	H27.12.7
26	新川下水幹線その1工事	川崎市川崎区桜本1丁目、浜町4丁目地内ほか	更生 □5100×2000 L=141m他	織戸・岡村JV	一般競争	275,400,000 (293,480,280)	H27.3.27	H28.8.25

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約方法	契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
						当初/(変更)		
27	藤崎地区ほか下水枝線第104号工事	川崎市川崎区藤崎4丁目、大師河原2丁目地内ほか	布設φ250~450 L=402m、撤去φ300 L=9m、更生φ250 L=150m他	ケイ・アイ(株)	一般競争	76,248,000 (74,456,280)	H27.11.10	H28.10.14
28	末長地区下水枝線第10号工事	川崎市高津区末長地内	布設φ800 L=82m 更生φ900 L=39m他	(株)小沼工務店	一般競争	89,844,292 (98,074,800)	H26.9.30	H29.1.31
29	梶ヶ谷地区下水枝線第9号工事	川崎市高津区梶ヶ谷6丁目地内	布設φ250~450 L=470m他	真成開発(株)	一般競争	84,315,600 (99,316,800)	H27.9.18	H29.1.31
30	菅地区ほか下水枝線第16号工事	川崎市多摩区菅1丁目、麻生区早野地内ほか	布設(開削)φ200~250 L=287m、 布設(推進)φ200 L=29m他	(株)幸栄工業	一般競争	44,500,207 (66,088,440)	H27.1.19	H29.3.21
31	麻生・等々力下水圧送管その2工事	川崎市麻生区上麻生7丁目地内	布設φ300 L=1000m他	藤和建興(株)	一般競争	155,606,400 (161,457,840)	H27.10.6	H28.8.29
32	入江崎水処理センター改築土木その8工事	川崎市川崎区塩浜3-17-1	沈砂池管理棟土木躯体築造	戸田・森本・織戸JV	一般競争	1,182,804,000 (1,539,609,960)	H25.3.4	H27.8.21
33	加瀬水処理センター耐震補強その6工事	川崎市幸区南加瀬4-40-22	南系No.1,2系反応タンク耐震補強	(株)澤田組	一般競争	96,130,955	H26.6.23	H27.6.30
34	入江崎総合スラッジセンター建設機械その32工事	川崎市川崎区塩浜3-24-12	汚泥受入弁等設備更新	荏原実業(株)神奈川支社	一般競争	171,828,000 (191,598,480)	H26.11.14	H28.3.18
35	戸手ポンプ場ほか地震対策工事	川崎市幸区戸手4-4-21ほか	戸手ポンプ場他バイパス管設置	重田・トモエJV	一般競争	210,589,200 (274,156,920)	H28.2.5	H28.11.29
36	大島雨水滞水池ほか耐震補強工事	川崎市川崎区浅野町35番56ほか	雨水滞水池棟上屋ほか耐震補強	東伸建設(株)	一般競争	49,680,000 (49,819,320)	H28.2.15	H28.6.30
37	入江崎水処理センターほか耐津波対策その1工事	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか	入江崎水処理センターほか3か所の耐津波対策	関東サッシサービス(株)	一般競争	89,208,000	H28.11.11	H29.3.29
38	大島ポンプ場No.3高段雨水流入ゲート整備その他工事	川崎市川崎区浜町4-17-11ほか	大島ポンプ場ゲート整備他	(株)大師鉄工所	一般競争	13,176,000	H27.11.27	H28.3.22
39	渋川ポンプ場リモート入出力装置(2)PLC取替工事	川崎市幸区矢上4-1	入出力装置部品取替	パナソニックシステムネットワークス(株)	随意契約	7,560,000	H28.6.28	H28.12.8

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約方法	契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
						当初/(変更)		
40	平成27年度南部下水管内管きよ緊急補修第1号工事	川崎市川崎区、幸区区内	取付管補修φ150 L=140m、マンホール補修他	幸伸工業(株)	一般競争	54,842,400 (71,600,760)	H27.4.1	H27.11.13
41	江川せせらぎ水路洗浄水送水管漏水及び仕切弁故障に伴う緊急復旧工事	川崎市中原区下新城2丁目10番地先	江川せせらぎ水路漏水等の緊急復旧	(株)吉孝土建	随意契約	6,480,000	H28.3.18	H28.3.22
42	平成27年度西部下水管内管きよ緊急補修第1号工事	川崎市宮前区区内	取付管補修工、マンホール補修工、マンホール高さ調整工他	矢島建設工業(株)	一般競争	27,626,400 (35,939,160)	H27.4.1	H27.11.13
43	平成28年度北部下水管内取付管布設第1号工事	川崎市多摩区、麻生区区内	布設φ150 L=800m、撤去φ150 L=23m、ます設置7箇所他	(株)由貴工務店	一般競争	56,008,800 (73,768,320)	H28.4.1	H29.3.15
44	潮見台配水池耐震補強に伴う詳細設計業務委託	川崎市宮前区潮見台4-1(潮見台配水池内)	詳細設計	(株)東洋設計横浜営業所	一般入札	33,499,440	H27.8.19	H28.1.29
45	下作延4丁目300mm-100mm配水管布設替工事に伴う詳細設計業務委託	自:川崎市高津区下作延7丁目2番地先 至:川崎市高津区下作延4丁目7-1番地先ほか2件	配水管φ300~100布設替の詳細設計、二次元弾塑性FEM解析	(株)復建技術コンサルタント神奈川事務所	一般競争	17,712,000	H27.11.12	H28.3.15
46	第2導水ずい道 1号・2号監視孔及び鶴川排泥孔耐震診断業務委託	相模原市緑区橋本台3丁目1番2号(1号監視孔)ほか2箇所	耐震診断業務	(株)日水コン横浜事務所	一般競争	15,444,000	H27.9.18	H28.2.29
47	宮前区ほか汚泥圧送管実施設計委託第14号	川崎市宮前区区内ほか	管渠実施設計 開削φ1200未満 L=2000m	(株)協和コンサルタンツ横浜営業所	一般競争	9,623,880	H26.12.26	H27.6.30
48	大島雨水滞水池ほか耐震補強実施設計委託その1	川崎市川崎区浅野町35番56ほか	大島雨水滞水池及び南部下水道事務所の耐震補強設計	玉野総合コンサルタント(株)神奈川事務所	一般競争	40,514,364	H27.2.6	H27.9.30
49	入江崎水処理センターほか耐津波対策実施設計委託その1	川崎市川崎区塩浜3-17-11ほか	入江崎水処理センターほかの対津波対策設計	日本上下水道設計(株)横浜事務所	一般競争	34,236,000	H27.3.20	H28.3.15
50	管路施設耐震診断調査業務委託その1	川崎市中原区区内ほか	管きよの耐震診断	(株)協和コンサルタンツ横浜営業所	一般競争	11,910,456 (8,762,040)	H27.11.20	H28.3.15

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第10号

第4回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成29年10月4日

川崎市農業委員会

会長 長瀬 和徳

1 日 時

平成29年10月10日(火) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階

第3会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (2) 相続税の納税猶予特例農地利用状況確認(免除)

について

- (3) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (4) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (5) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (6) 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (7) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第108号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月6日

川崎市川崎区長 土方慎也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第109号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月6日

川崎市川崎区長 土方慎也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎

市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第110号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市川崎区長 土方慎也

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月31日(第1期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成29年10月31日(第1期・第2期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成29年10月31日(第1期・第2期・第3期・第4期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降	平成29年10月31日(第2期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日(第3期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計5件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降	平成29年10月31日(第3期・第4期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第5期		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第10期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第111号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	10月 第4期		計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第112号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成29 年度	国民健康 保険料	第1期以 降	平成29年10月31日 (第1・第2・ 第3期分)	計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	第2期以 降		計2件
平成29 年度	国民健康 保険料	第3期以 降		計3件
平成29 年度	国民健康 保険料	第1期以 降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第113号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市川崎区長 土方 慎也

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第114号

納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第4期 以降		計3件
平成 29年度	介護 保険料	第5期 以降	平成29年10月31日	計1件
平成 29年度	介護 保険料	第6期 以降	平成29年10月31日	計1件
平成 29年度	介護 保険料	特2期 以降		計2件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第48号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月10日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第49号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月10日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第50号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降	平成29年10月31日(第3期分・第4期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降	平成29年10月31日(第4期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第8期以降		計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第39号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者

に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降	平成29年10月31日(第4期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第44号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降	平成29年10月31日(第4期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計4件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第45号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料			計6件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第57号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告によって 変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第4期		計4件
平成29年度	国民健康保険料	第5期		計3件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第49号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月6日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計1件

別紙省略

川崎市多摩区公告第50号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成29年度	介護保険料	普第4期	平成29年10月31日	1件
平成29年度	介護保険料	普第5～12期	平成29年10月31日	1件
平成29年度	介護保険料	普第5～12期	平成29年10月31日	5件
平成29年度	介護保険料	特第4～6期		8件

別紙省略

川崎市多摩区公告第51号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降		計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成29年10月31日 (第1期分～ 第4期分)	計9件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期 以降		計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第3期以 降	平成29年10月31日 (第3期分・ 第4期分)	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期以 降		計3件
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期以 降	平成29年10月31日 (第4期分)	計3件
平成 29年度	国民健康 保険料	第5期以 降		計3件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年8月	平成29年10月31日 (過年8月分)	計2件

別紙省略

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第54号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	介護保 険料	第5期 分以降	平成29年10月31日 (第5期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第55号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2

の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期 以降		計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計3件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第56号

次の国民健康保険料に係る充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料			計2件

(別紙省略)

辞	令
---	---

平成29年10月1日付人事異動

(上下水道局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
西部下水道管理事務所長	松 原 秀 明	中部下水道事務所管理課課長補佐 中部下水道事務所管理課維持係長
8月31日退職 (課長級)		
退職	久保田 将 夫	西部下水道管理事務所長

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市立川崎病院整形外科医長	西 村 空 也	新任
市立川崎病院血液内科兼務	定 平 健	市立井田病院血液内科医長 市立井田病院内科兼務
市立井田病院緩和ケア内科医長 市立井田病院かわさき総合ケアセンター兼務	久保田 敬 乃	新任
8月31日退職 (部長級)		
退職	塚 谷 泰 司	市立井田病院放射線治療科部長
(課長級)		
退職	会 田 信 治	市立井田病院呼吸器内科医長

